

平成29年第2回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 平成29年 6月15日 午前10:00

○散 会 午後 3:31

○出席議員（20名）

1 番 鑑 仁 志	2 番 堀 井 克 見	3 番 佐々木 嘉 一
4 番 小 林 悟	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 伊 藤 榮 悦
7 番 佐 藤 敏 雄	8 番 藤 原 典 男	9 番 西 村 武
10 番 千 田 正 英	11 番 戸 田 俊 樹	12 番 菅 原 理 恵子
13 番 鈴 木 壮 二	14 番 佐 藤 義 久	15 番 児 玉 春 雄
16 番 大 谷 貞 廣	17 番 伊 藤 正 吉	18 番 菅 原 久 和
19 番 鈴 木 斌 次郎	20 番 藤 原 幸 雄	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	教 育 長 肥 田 野 耕 二
総 務 部 長 栗 山 隆 昌	市民福祉部長 藤 原 久 基
福祉事務所長 伊 藤 巧	産業建設部長 菅 原 靖 仁
水道局長 村 山 久 尚	教 育 部 長 菅 原 剛
農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝	選挙管理委員会・監査委員事務局長 児 玉 正 生
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	市 民 課 長 菅 生 恵 子
長寿社会課長 仲 山 和 法	社会福祉課長 筒 井 弥 生
産 業 課 長 櫻 庭 春 樹	都市建設課長 石 川 学
教育総務課長 渋谷 一 春	学校教育課長 高 桑 博 幸
幼児教育課長 宮 崎 久 春	文化スポーツ課長 櫻 庭 仁

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博	議会事務局次長 伊 藤 国 栄
----------------	-----------------

平成29年第2回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成29年 6月15日（2日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸雄） おはようございます。傍聴者の皆さん、朝早くから誠にご苦勞様でございました。多数のご来場、心から歓迎を申し上げます。時間の許す限りごゆっくりとご清聴賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸雄） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問、一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席で願います。

本日の発言の順序は、12番菅原理恵子議員、9番西村 武議員、3番佐々木嘉一議員、14番佐藤義久議員、17番伊藤正吉議員の順序に行います。

それでは、12番菅原理恵子議員の発言を許します。12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） おはようございます。傍聴席の皆様、早朝よりお疲れ様でございます。

まずはじめに、市長、改めましてご当選誠にめでとうございます。私も心新たに前向きな姿勢でいきたいと思っておりますので、どうか宜しくお願い致します。

前市長は、「子育て支援は潟上が一番」をモットーに施策に取り組んでいただきました。藤原市長におかれましては、文科省の豊かな経験を生かし、子育て・教育問題に大いに期待しているところであります。壇上から生意気なことを言うようで恐縮ではございますが、対話と交流、チーム潟上で潟上市政発展のためご尽力賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

それでは、一般質問に入る前に訂正をお願い致します。8分の5ページ、真ん中より下の段、「平成28年度は1,589人」という箇所の「度」を削除し、「平成28年は1,589人」と訂正致します。

それでは、通告文に従い一般質問をさせていただきます。

大きな1点目、放課後子ども総合プランについて。

品川区立第二延山小学校の「すまいるスクール」は、全児童を対象とする「放課後子ども教室」と就労家庭などの児童を対象とする「放課後児童クラブ」を一体型で運営している事業を、モデル校として2001年度からスタートしております。延山小学校での一体型の特徴は、登録さえすれば午後5時までは親の就労に関係なく全児童が誰でも参加できる点にあり、利用料は月250円、日曜・祝日・年末年始を除いて利用ができる。なお、親の就労など理由がある場合は、別途料金がかかりますが午後7時まで、4年生以上は6時まで利用が可能となっております。同スクールは学校内で実施されるため、保護者から「安心して子どもを預けられる」と好評だそうです。校内の空き教室を活用した専用スペースや図書室、校庭が主な活動場所で、運営に携わる区職員や委託スタッフで構成する担当指導員約10人が見守る。児童はクラスや学年を越えて交流できるほか、日によってはパソコンや囲碁など学ぶ「教室」、学年ごとに算数と国語を復習する「勉強会」にも参加できる。今では区内全児童の70%近くが登録しているそうです。

政府は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める「放課後子ども総合プラン」を策定し、小学校の余裕教室等を活用し、事業を可能な限り一体的に実施することが望ましい。新たに放課後児童クラブ・放課後子ども教室を整備する場合は、小学校で一体型に。既に小学校で、これらの事業を実施している場合は、放課後児童クラブを利用する小学生も放課後子ども教室に参加できるようにし、これらの事業を一体的に実施・推進する。子ども・子育て支援新制度下では、子育て支援の充実のため人材の確保が必要であり、高齢者や育児経験豊かな主婦、その他、地域人材を中心とした養成と効果的な活用が必要といった、市町村行動計画見直し案も盛り込まれました。

以上のことを踏まえて、次の点についてお伺い致します。

- 1、市町村行動計画の策定状況について。
- 2、一体型「放課後子ども総合プラン」の取り組みについて。

基本全学校を対象とするものですが、3校を中心にお伺い致します。

①小学校の余裕教室を利用して「放課後児童クラブ」を運営している天王児童クラブは、見直し時期に至っていると思われかもしれませんがいかがでしょうか。他教室も利用して、一体型等も考慮し整備するお考えは。

②大豊小・大規模改修時「放課後児童クラブ」を余裕教室で運営することを示されました。その際、一体型も含めての構想は。

③既に整備いただきました「追分児童クラブ」では、増えつつある児童数で待機がいらっしゃるのではないのでしょうか。今後の対応策と致しまして、学校施設の一時的な利用についてのお考えはいかがでしょうか。

大きな2点目、「運転経歴証明書」等について。

高齢者ドライバーに関する交通安全対策推進のため、今年3月12日から、加齢による認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為（18基準行為）臨時認知機能検査制度や臨時高齢者講習制度の新設、その他制度の見直し等が行われることになりました。更新期間が満了する日における年齢が75歳未満の方については、高齢者講習の合理化が図られますが、更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の方については、認知機能検査の結果に基づいて、より高度化または合理化が図られた内容や時間等の異なる更新時の高齢者講習が実施されることになりました。認知症の恐れのある方は、後日、臨時適性検査を受け、または医師の作成した診断書を提出し、検査結果等により認知症と判断された場合は運転免許証の取消または停止となります。

本市の75歳以上の免許証保有者数は平成28年は1,589人で、61の方が免許証を返納しております。平成29年5月末での保有者数は1,638人で、24の方が返納致しました。数字から見ましても、75歳以上の免許証保有者数は年々増加傾向にあると思われま

す。加齢によって運転が難しくなった人が、自ら申請して有効期限の残っている運転免許証を自主返納することによって交付申請を行うことができる証明書「運転経歴証明書」の発行手数料の補助をしたり、公共交通機関の割引などの特典を受けることができる自治体がございます。長野県伊那市では、運転免許証を自主返納した人に対して5,000円の助成。また、カードを提示すると、市内循環バスや一部路線バス、乗合タクシーの運賃を半額にするといった制度を設けております。また、千葉県では、免許証を自主返納する高齢者が買い物難民になることを予想し、電動カート（シニアカート）の購入割引キャンペーンを行うところも出てきております。

通常、事故が起きた場合は加入している自動車保険で対応できますが、明らかに認知症などで本人に責任能力や判断力がない場合は自動車保険は下りませんので、家族の負担が大きくなります。そういったことを鑑みたとき、本市でも自主返納された方々に施策を講じてみてはいかがでしょうか。

大きな3点目、JGAP取得の取り組みについて。

東京電力福島第一原発事故から6年余り、今なお福島県産農産物に対する風評が根強く残る中、福島県とJA福島中央会が、GAP（農業生産工程管理）の第三認証の取得数日本一を目指す「ふくしまGAPチャレンジ宣言」を打ち出しました。認証に裏づけられた高水準の農業生産体制を確立することで、風評を払拭し、販路の拡大と新たな福島ブランドの構築が狙い。2020年度までに、県農産物の出荷販売数量の半分以上をGAP認証産品で占めるようにする。GAPは、食品の安全性や環境保全などに配慮して営農していることを第三者が認証する仕組みで、国産水準の「グローバルGAP」と日本版の「JGAP」があり、20年の東京五輪・パラリンピックでは食材提供の基準要件に採用される予定です。ただ、取得に費用がかかり、営農管理や申請手続も煩雑なため、国内での導入状況は芳しくない。トップの北海道でも91件。福島はわずか10件と、県内全出荷販売数量の0.1%にとどまっている。

我が秋田県では、生産量日本一の「じゅんさいの里」として定着している三種町ですが、平成3年を境にバブル崩壊・高齢化・後継者不足が何年か続いている中、「安全で安心できる国産じゅんさい」というブランドを再構築しなければならないとの思いから、産学官民挙げて「三種町森岳じゅんさいの里活性化協議会」を平成23年に設立致しました。その後、じゅんさいを核とした産業振興として、平成24年にJGAP認証に向け準備し、平成25年にJGAP団体認証を受けたとのことでした。じゅんさい生産の強化と担い手の育成では、生産向上に関する勉強会や通年栽培を目指した水耕栽培試験により、平成28年度から本格的に開始。希少性・特殊性を生かした国内外のマーケティング調査の実施では、平成27年度に引き続き、台湾でのマーケティング及び商談会に参加。じゅんさい関連イベントの実施など。三種町商工観光交流課課長の吉田さんと商工係主査の大村さんは、GAP指導員の資格を取得して、農家のJGAP認証取得に向けての指導と取得者の拡大支援の取り組みに携わっているそうです。また、「JGAPは、すべての取引基準のゲートウェイになる」とも語っておりました。

今後、海外に農産物を売り込んでいく上でもGAP認証が鍵となりますことから、農水省はGAP普及への取り組みを強化する。認証に10から50数万円程度の審査料がかかることが広がらない要因の一つであるから、認証取得への補助を行う支援の充実を図っています。また、秋田県でも6月議会に補正予算を計上致しました。

本市でも、農家の方々の認証取得に向けての助成金等も含めて、研修会などあらゆる

機会を通じて生産者にGAPを周知徹底していくことも必要と思いますが、いかがでしょうか。

以上、大きく3点にわたり壇上からの質問とさせていただきます。ご答弁のほど宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 当局より答弁を求めます。肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 改めておはようございます。

私からは、菅原議員の一般質問の1つ目の「放課後子ども総合プランについて」お答え致します。

まず、ご質問の1点目、「市町村行動計画の策定状況」について申し上げます。

平成27年4月の子ども・子育て支援法の施行により、次世代育成支援対策推進法が一部改正されました。この中で市町村行動計画の策定が義務づけられておりましたが、任意とされて現在おります。このことに伴い、国が示しております「行動計画策定指針」、これにおいて、子ども・子育て支援法第61条の規定により「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定して差し支えないということになりました。このことから、本市においては平成27年3月に策定しました「潟上市子ども・子育て支援事業計画」というのがございます。この事業計画の中に位置づけられまして、この策定は特別つくっていないという意味じゃなくて、この計画にあるということでご理解願いたいと思います。

ご質問の2点目でございますが、「一体型「放課後子ども総合プラン」の取り組みについて」申し上げます。

本市における放課後子ども教室の実施状況ですが、昭和中央地区、いわゆるレイクプラザ昭和のことですが、この中において放課後元気塾を行っております。この放課後元気塾に大久保児童クラブの児童も参加し、連携・協力しながら活動しているところでございます。

その中の1つ目の「天王児童クラブの見直しについて」でございますが、「他教室を利用して一体型等も考慮し整備する考えがございませぬか」につきまして、現在、天王小学校において余裕教室がございませぬ。そのことから、今のところ何とか方向性を探りながら考えておりますが、今のところ若干困難なところがあるかなということをご認識していただければありがたいと思います。

2つ目の「大豊小学校の大規模改修後」、いわゆる来年大規模改修を今予定しており

ます。「その際、一体型も含めての構想は」、このことについてでございますが、周辺施設を利用しての実施は可能と考えますので、今後しっかりとした形で策定し、来年度に向けて進めてまいりたいと思っております。

3つ目の「追分児童クラブの待機児童は」については、現在おりません。このことをお伝えしておきたいと思っております。

なお、児童クラブの利用相談は随時受け付けておりますので、是非ご相談をいただければありがたいと思っております。

1つ目、2つ目のことも含めながら、本市の取り組みについては、全市内の各小学校の中での放課後子ども教室と、また放課後児童クラブの一体的な運営につきましては、今後検討してまいるものと考えております。さらに余裕教室や運営にあたっては、学校側との調整、人材の確保など、さまざまな問題があることもご理解をいただきながら進めてまいらねばならないという方向で考えております。

なお、放課後児童クラブというのは幼児教育課が窓口になっておりますし、元気塾、先ほどのレイクプラザ、これにつきましては昭和公民館の生涯学習の一環の中で行っているということで、行政はひとつですが、これをしっかりとした横の連絡を取りながら対応していくものということをご理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 12番菅原議員の一般質問の2つ目、「運転経歴証明書等について」お答えを致します。

ご質問にありますように、近年、高齢者ドライバーの運転による交通事故の増加に伴い、臨時認知機能検査制度や臨時高齢者講習制度が新設されたほか、警察や自治体は、事故防止のため、運転に自信がなくなった方などに運転免許証の自主返納を推進してございます。65歳以上の方が運転免許証を自主返納した際には、申請により「運転経歴証明書」が発行され、この運転経歴証明書を提示することで、県内の全タクシーが1割引で利用できるほか、中央交通、羽後交通、秋北バス社では、通常1,200円の回数券が1,000円に割引されております。

本市の75歳以上免許保有者の状況は、3人に1人に当たる1,638人が免許証を保有しており、平成28年以降、これまで85人の方が自主返納をしておりますが、全国の自治体で展開しているサービスを参考にしながら、自主返納をされた方の負担の軽減を図る施

策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 12番菅原議員の一般質問の3つ目、「JGAP取得の取り組みについて」お答え致します。

はじめに、いつも食べているお米や野菜、果物やお茶が安全なものであってほしいと思うのは、皆様の共通の願いだと思います。日本の農産物・食品は「安全・安心」と言われますが、国内外での競争が激しくなる中で、それが消費者などに根拠をもって信頼される時代ではなくなっているのではないのでしょうか。そのために国では、GAP、JAS等の活用を推進しております。

本市においては、過去にJAあきた湖東においてJAグループのGAPに取り組み、農業生産工程管理を実施しましたが、菅原議員がおっしゃるとおり、審査項目が煩雑なため対応しきれないなどの理由により継続できない経緯があったと伺っております。また、JA秋田みなみにおかれましては、今年度より県のGAPを試験的に行っているとのことであります。

このようなことから、JAや農業法人などの農業生産者へのJGAPにつきましては、審査料、基準項目等がほかの認証よりハードルが高いため、まずは県やJAのGAPから実施してもらい、段階的にJGAPへ移行していただければと考えております。今後も社会・経済状況や農産物の生産状況を見据え、JGAP制度を十分理解していただくために行政と各関係機関が継続的に連携しながら周知を図ってまいります。

以上であります。

○議長（藤原幸雄） 12番再質問ありませんか。12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） 1の1の市町村行動計画の策定状況については、平成27年3月に子ども・子育て支援計画書を提出した中に盛り込まれてるという理解でよろしかったでしょうか。

この市町村行動計画の策定っていうのは、これはとても重要で、子育て環境すべて含まれてまいります。それで本市はそういう状態だということでありましたけれども、改正次世代育成支援対策推進法、平成27年7月だったと思いますけれども、改正版が出たと思います。そのところに、放課後子ども総合プランについて、放課後児童クラブと放課後子ども教室を着実に推進する。その際、小学校の余裕教室等を活用し、可能な限り一体的に実施することが望ましい。平成31年度の目標事業量を設定するとともに、これ

らの事業の一体的な、または連携した実施方策、教育委員会と福祉部局の連携方策等について検討し、市町村行動計画に盛り込むことが必要とすることが加えられました。この本市で策定、これからまた見直しすると思えますけれども、この一体的に取り組むとされております目標事業量の設定と、教育委員会と福祉部局の連携方策についてはどのようにお考えでしょうか。その点お伺い致します。

○議長（藤原幸雄） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 放課後総合プランの一体的取り組みというお話だと思います。そしてまた、子ども教室を含めたお話だと思います。

今お話のように、家庭が共働きというのは非常にご承知のとおり増えております。次代を担う人材を、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごして、多様な経験、活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ、そしてまた子ども教室の計画的な整備を進めるということが国でもお話がありました。その意味で、先ほど菅原議員もお話がありましたが、この一体的取り組みという枠の中では、28年度で実際には大豊小学校の中で放課後元気塾というのを進めておりました。この中で国の補助事業をいただきながら進めてまいったというところでございます。地域的に申し上げますと、26年・27年・28年に取り組んできた学校が大豊小学校あるいは飯田川小学校で、29年度、今年取り組んでいるところが大豊小学校という実態でございます。その中で、今この放課後元気塾というものを進めているところでございます。

その取り扱いの内容がどういう方向だということでしたか。すみません。もう一度お願いしたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） 放課後子ども総合クラブの取り組みについてっていう形の市町村行動計画っていうことで、形で答弁いただいていると思うんですけども、市町村行動計画っていうのはちょっと奥深く、一体的に取り組むとされておりますけれども、その目標、事業量の設定と教育委員会と福祉部局の連携方策っていうことも盛り込まれております。この事柄をどのようにされていきますかというような質問の内容です。

○議長（藤原幸雄） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 市町村の行動計画というのは、先ほど申し上げましたが、ちょっと待ってください。子ども・子育て支援事業計画の中で盛り込まれているということで、冊子はこういう、ちょっと申し訳ないですが、こういう資料になっています。

この中で、事業、あるいは先ほどの行政の中での教育委員会、そしてまた福祉ともしっ
かりと深めて進めてまいるといふことをごさいますて、何ていうかな、わかりにくい部
分かなと思ふんですけれども、放課後の子ども教室そのものの捉え方とクラブの捉え方
というんですか、放課後子どもの児童クラブの捉え方、それぞれの意味合いが違つてく
るところもありまして、ちょっと説明しにくいところをごさいます。その辺のところ
が何かこうごちゃまぜになると、言葉変ですが、非常に説明しにくい部分をごさいますて、
どつからどうお話をしたらいいか、一体型の関係のその種類によつて対応が変わつてく
るというものもありますし、何ていうんですか、例えば質問にもあつた小1の壁とか小
1ギャップとかあるわけですけども、この壁というそのものもギャップとまた違つた捉
え方になるわけですから、そういうことでは少し今この説明については、大変恐
縮ですが後ほど直接こちらに来ていただければ大変ありがたいと思ふます。という答弁
で誠に申し訳ないんですが、宜しくお願ひしたいと思ふます。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまご質問いただいた放課後子ども教室と児童クラブの目標事
業量ということと、それから教育、福祉の連携についてはどう考えるかというご指摘だ
と思つております。

この放課後子ども教室と児童クラブを一体化していくというのは、文部科学省、それ
から厚生労働省の今後の方針として出されている事柄でありますし、これは政府が公式
的にもうこれを推進するべきであると。子育て環境の整備のためにするべきであるとい
うことです。さらには、これには実はコミュニティ・スクールの推進というものも一体
的にというようなお話もごさいます。

この目標事業量につきましては、今菅原議員がご指摘のとおり可能な限りということ
があつて、その事業量を具体的にまだ各自治体において明示できる段階ではないところ
も多々あるということも承知しております。これは潟上市においてもそのようなことで
ありまして、今後検討して、必要であればそういった目標値も出していくということ。

それから、教育と福祉の連携につきましては、先ほど教育長から答弁があつたとおり、
放課後子ども教室は生涯学習の方で、そして児童クラブの方は幼児教育課ということで、
潟上市においてはすべて所管が教育委員会ということですので、教育委員会の中の横の
連携がとれていけば、これは自動的に連携がとれると、この事業に関しましてですね、

ということです。さはさりながら、子育て支援においては教育と福祉の連携というのは非常に重要でございますので、ご指摘の趣旨を踏まえて今後他の事業においてもそのような連携を進めていくということを申し上げておきます。

それから最後に、冒頭において私への励ましの言葉、大変ありがとうございました。以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） 市長、答弁ありがとうございました。

じゃあ、すんなりと。2番の一体型放課後子ども総合プランの取り組みについて。昭和、昭和というか大豊小学校では放課後元気塾を連携的に行っていたという形でありました。それを徐々に全学校でやっていただきたいなという思いでもおりますので、その辺も宜しくお願い致します。

①番、小学校の余裕教室がないということでありましたけれども、一時的な使用についてということもあります。一時的使用とは何かというと、学校教育のためにその部屋を使用していることが前提ではございますけれども、平日の日中はランチルーム、家庭教室などに使用している教室において、休日や放課後の空いた時間を利用して放課後児童クラブ、放課後子ども教室を実施することも可能となっておりますことから、この一時的使用ということについてはお考えはいかがでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 一時的使用の一体型学校等の関係については、可能と考えております。この事業の内容等いろいろ先ほどあるんですけども、例えば、この間行われたチャレンジデーとかの参加とか、あるいは避難訓練とか、工作、文化祭とか、いろいろ自由な遊びとかレクリエーション等、子どもたちが学校との、教育以外でこういう形で学校、子ども教室という形でやるということについては、一体型としてできる可能性は十分あると思っておりますので、これは学校ともまたいろいろ枠組みっていうんですか、その相談をしながら進めてまいらなければならないものだというふうに考えております。以上です。

○議長（藤原幸雄） 12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） 天王児童クラブは、それこそもう狭くてどうしようもないような状態だと思うんですね、部屋の。だから、この一時的使用も可能ということでもありますので、一時的使用をしながら教室を増やしていただきたいなという思いでお

りますので、この点宜しくお願い致します。

②の大豊小学校大規模改修時、しっかりとした形で策定していきたいということでありましたので、これはこれで宜しくお願い致します。

③、これ追分児童クラブ、待機児童解消についての署名活動を行ったときに、実はもう高学年なんですけれども追分児童クラブに入れなかったんですっていう親御さんが実はいらっしゃったんです。それでこういうような書き方をさせていただきました。それで先日担当課の方とお話したときに、潟上市は本当に小学校6年生まで全児童が対象となっております。ほかの児童クラブ。だからそういうことはないんですよっていうお話だったんですけれども、その申請書のやりとりっていうか、その申請書の出し方にも問題あるのかなという思いでちょっと話を伺ったんですけれども、その児童クラブの申請書というのはどのような形で出されておりますでしょうか。その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 宮崎幼児教育課長。

○幼児教育課長（宮崎久春） ただいまの質問についてお答え致します。

放課後児童クラブの申請書は、各児童クラブで随時配付しております。定期的には毎年11月の広報で次年度の児童クラブの申し込みを受け付けしておりますので、そのような形で随時受け付けしているということになります。宜しく申し上げます。

○議長（藤原幸雄） 12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） 各児童クラブから配付されているとのことでありましたけれども、児童クラブから申請書がいただかなかったという、そういう父兄の方でありました。それなので、もう高学年なのでじゃあ入れないのかなと、自宅待機をしておりますっていうか鍵っこになっておりますっていうお話でありましたので、これはやはり周知徹底していただきたい点であるなと思いますので、今後の検討課題としていただきたいと思います。じゃあ、この点は終わりたいと思います。

2番目の運転経歴証明書等について。

自主返納しているところに自治体が補助金を出している自治体っていうのは、全国的にもまだまだ少ないであります。47都道府県で補助制度があるのは21道府県、そのうち自治体で実施しているのが12道県、安全協会で実施しているのは18道府県という実態でありまして、返納時に約1,000円ぐらいかかるという、本当微々たる額ではあるかもわかんないんですけれども、ただその運転免許証を返納した後の交通の足っていうか生

活の足がなくなるっていう、そういう不安の声が大きいと思います。先日の新聞の記事に、県医師会常任理事の鈴木さん、鈴木明文さんという方の話には、秋田市、これまで県内で医師の診断が必要なドライバーは年間50人前後だったんですけれども、法改正により今後は800人以上に増えるの見込まれる。高齢の免許証返納者は公共交通機関で割引を受けられるといった特典があり、一方、日常生活に自家用車が欠かせない地域も少なくない。運転できなくなる高齢者への支援も必要になるので、行政などと一緒に考えていきたいなどとのコメントも出されております。先ほど、羽後交通とかいろいろなタクシー1割とかそういう説明をいただきました。それで、秋田市内はそれこそワンコイン、100円でどこまでもバスに乗っていかれるという、それがすごいよねっていう声やはり多く聞かれます。潟上市でもマイタウンバス、高齢者に割引制度を設けておるのも周知しておりますけれども、やはり100円、ワンコインっていうのはすごく魅力的だと思いますので、この辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 12番菅原議員の再質問にお答えを致します。

車の運転をされてた方が免許を返納するという事は、日常生活において非常に支障を来すなど不便になることは大変大きな問題と考えてございます。県内では、湯沢、大仙、にかほ市の3自治体がコミュニティバスなどの割引などの制度を既にしてございます。本市と致しましても、高齢者の交通事故防止のため、運転に自信がなくなった方には免許証の自主返納を勧めてまいります。主な施策としては、先ほど議員がおっしゃられましたマイタウンバスの割引、あるいは無料化やデマンド型乗合タクシーの割引など含め、全国の自治体で展開しているサービスを参考にしながら、負担の軽減を図る施策を検討し進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） 前向きな検討を宜しくお願い致します。

それでは、3番目、JGAPに移りたいと思います。

JGAP、日本GAP協会は、世界に適用する日本の本格的なGAPをつくり、普及することを設立の目的としております。基本方針としては、新しい農場管理の手法であるGAPを活用し、魅力的な農場をともにつくること。また、GAPを開発・普及し、消費者に安全な農産物を供給することを目的としております。GAPの種類と致しまし

て先ほどご説明もありましたけれども、J G A P、各都道府県のG A Pもございます。そのほか、生協、J A等が定めた規範によるG A Pもあります。

このG A P取得に関しまして、先ほども断念した経緯おっしゃってましたけれども、その種目によって管理項目が120から150項目となっておりますことから、やはり厳しい検査の結果のG A P取得となります。やはり、そのほかG A P認証の経費というものは審査会社やコンサルの回数によっても異なりますけれども、やはり多額となっております。J G A Pアドバンスでは59万2,000円、J G A Pベーシックでは30万2,000円となっておりますけれども、それに関しまして県水田総合利用課でもG A P取得する際に助成致しますというような、まだ6月県議会の定例に計上になったばかりなので、まだね、計上になっただけでありますのでこれからだと思っておりますけれども、そういう形になってきております。やはり世界を目指す輸出っていう形で、この潟上にも和梨であったり花卉であったり、いろんなものが、いいものがたくさんございます。その取得に向けての今後の取り組み方っていうか、それについて再度またお伺いしたいなと思っておりますので、その点宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 12番菅原議員の再質問にお答え致します。

助成金の交付についてであります。助成金交付については、まずは農業者が生産した農作物を集出荷するJ A等の集出荷団体の動向や取り組み方針等を考慮し、G A P認証に対する農業者への周知や農家の考え方を把握することが大事なことと思っております。その後、関係機関と協議し課題を抽出しながら行政として何に対する助成が適正なのかを見極め、さらには見極めることが必要と思っております。また、助成金を交付してG A P認証を取得しても、一過性のものとならないよう、実効性や継続性を見極める必要もあろうかと思っております。以上のことから、助成等については国・県の情報等を注視しながら関係機関と連携していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（藤原幸雄） 12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） 三種町ですね、三種町は行政主導でJ G A Pを取得したところでもあります。三種町にそれこそ勉強に行ってきた際、販売目的で商工観光課が担当になったそうです。それで設立から協会ですね、協会とか、ごめんなさい出てこない、じゅんさい組合ですか、組合を設立したときからJ G A P取得まで、指導、助成金を出

して農家育成にあたってきました。あくまでも行政主導で行ってきた三種町では、行政と農協の話し合いで進めるのがベストではないかとも言っておりました。一人でも多くの農家の方のこのJGAP、本当にハードルが高いGAPではございますけれども、先ほども申しましたように県・JA、それから生協でもGAP取得に向けてのそういう制度があるということでありましたので、その認証取得に向けて支援をお願いしたいと思います。この点についてはこれで終わりたいと思います。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） これをもって12番菅原理恵子議員の質問を終わります。

続きまして、9番西村 武議員の発言を許します。9番西村議員。

○9番（西村 武） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆さん、本当にご苦労様でございます。

それでは、ただいまより一般質問に入らせていただきます。

平成29年第2回定例会において一般質問の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。また、日頃市政発展のためご努力をなされております当局のご労苦に対しましても、敬意と感謝を申し上げます。

さて、私は先に提出しておりました通告書3点につきまして簡潔に質問致しますけれども、市からは誠意ある答弁を求めたいと思います。

それでは、1点目の地方創生と新市長の政治姿勢について。2点目は、高齢者の運転免許証の返納と行政サービスについて。このことにつきましては菅原議員と少し重なっておりますけれども、簡潔にその分質問させていただきます。3点目は、成年後見人として市民による後見人養成についてのお尋ねを致したいと思います。

それでは、中身の方に入らせていただきます

地方創生と藤原市長の政治姿勢についてお尋ねを致します。

冒頭に、藤原市長の当選をまず心からお慶びを申し上げます。本当におめでとうございます。

市長は潟上市2代目の市長として、前石川市長をはじめ多数の議員や市民からこれまでの経歴等高く評価され、潟上市の舵取りを任されました。私が昭和62年に旧天王町議員に初当選したときの町長は、藤原慶三郎氏でした。印象に残る言葉は多々ありますが、中でも職員に対して、鉛筆1本・紙1枚、住民の税金であり、粗末にしないようという

ことをおっしゃっておりました。この言葉が、旧天王町櫻庭元町長、石川町長、後に潟上市長へ受け継がれてきました。前石川市長のスローガンとしては、1、鉛筆1本・紙1枚、市民の税金であり、粗末にしないようにと。2として、市民の目線に立った行政運営に努めましょうということ。3つ目は、旧3町がともに均衡ある発展のための行政運営を行うというようなこと等々でございました。

以上の点について、まず藤原市長がどのように感じられましたか。また、これからの政治姿勢についてお伺いを致します。

次に、本市は平成28年を初年度とし、地方創生と第2次総合計画の実践に向けスタートしておりますが、地方創生を成し遂げるためには、まちづくりは人づくり、人づくりは教育にあると昔から言われております。特に未来を担う産業人材の育成も必要不可欠であり、どのような取り組みをお考えか、方向についてのご所見を伺います。

秋田県の人口は、今年4月に100万人を割りました。本市も例外でなく年々人口が減少傾向にあり、こうした現状に少しでも歯止めをかける対策として、企業誘致や子育て支援の充実として、小中学生の教育の充実、子育て世代の労働者に対する支援の充実等により若い方々が移住・定住するような施策等も必要不可欠であり、市としてのこうした方向性や取り組みに対してのお考え、そのご所見を伺います。

次に、本市の人口交流を図るため観光客受け入れの方策等が必要不可欠であり、本市の場合、他市と比べましてこれといった大きな観光の場も少なく、他市町村と連携し広域観光の取り組みを促進してはいかがでしょうか。そうすることで今以上の人口交流が拡大するものと思いますが、その取り組みに対してのご所見を伺います。

次に、農業問題として、少子高齢化等で本市も例外でなく遊休農地が年々増加傾向にあり、こうした現状を打開するためにも、新規就農者を求める対応策や若年農業者を育成するための支援策等の充実を図ることが必要不可欠であり、対応策としてのお考え、そのご所見を伺います。

市の6次産業化の推進状況については、これまでも数回の質問をさせていただいております。方針として、JAによる6次産業化をはじめ、商工会、農業者、また異業種との連携を強化し、農産物をはじめとする地域資源等を活用した6次産業化を推進し、農家所得の拡大や新たなビジネスの創出を図る方策としてどのように進めているのか、ご所見を伺います。こうした取り組みが地方創生につながっていくものと信じております。市長の取り組み姿勢についてのご所見を伺います。

2点目は、高齢者の運転免許証の返納でございますけれども、これも先ほど申されましたように同僚の菅原議員から質問がありまして重なり合っておりますが、私から大きく捉えまして質問させていただきます。

近年75歳以上のドライバーによる死亡事故率は、75歳未満の約2倍超に上っており、相次ぐ高齢ドライバーの重大な事故を受け、警察庁が調査した実態では、2006年で236万人だった75歳以上の免許保持者は、現在では約500万人となっており、事故防止のため75歳以上の高齢ドライバーの認知機能検査や、更新を厳格化する改正道路交通法もスタートしております。こうした取り組みの中、全国各地の警察や自治体が協力して免許証の自主返納を促しておりますが、本市のこれまでの取り組み状況と返納者数、また返納に対する行政的サービス等はどのようになっているのか、また、今後の課題としてのお考え、そのご所見を伺います。

3点目ですけれども、成年後見人として市民による後見人養成についてをお尋ね致します。

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害など判断能力が十分ではない方々のために、後見人などが本人に代わって預貯金の管理や介護施設の利用契約などを行い生活を支援するものですが、近年は認知症の高齢者などに対し悪徳商法や振り込め詐欺など被害も多々発生しております。成年後見制度を利用するためには、4親等以内の親族が家庭裁判所へ申し立てをするか、親族を頼ることができない場合は市町村長が申し立てを行うこととなっております。主に成年後見人として活動しているのは、弁護士、司法書士、社会福祉士など専門職の方々ばかりのようでございますが、高齢化率が進み、自立した生活が難しくなる時代に、専門職後見人は絶対数が不足してくることが見込まれております。

こうした現状に対し、市民後見人の養成に成功した北海道小樽市の例もありますので、先般、私ども潟上市議会社会厚生常任委員会では行政視察をしております。簡潔にご紹介を致しますと、市民後見人になるには特に資格や経験は必要なく、成年後見センターが開催する市民後見人養成講座を受け、素養が認められました方々に活動をしていただく仕組みとなっております。具体的な支援内容は、在宅の方や施設に入所されている方々を定期的に訪問し、介護サービスの利用計画を調整したり、施設に入退所する手続を行ったり、本人の財産管理として施設入所に必要な経費の支払い等を行うなどです。超高齢化時代に直面し、本市も例外ではなくこうした取り組みも必要不可欠と思っております。

が、質問に対するご所見を伺います。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（藤原幸雄） 当局より答弁を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） 西村 武議員の一般質問の1つ目、「地方創生と私の政治姿勢について」お答え申し上げます。

まず、石川前市長のスローガンについてどう感じたかというご質問がございました。鉛筆1本・紙1枚、市民の税金であり、粗末にしないこと。市民の目線に立った行政運営に努めること。そして旧3町がともに均衡ある発展のための行政運営を行うこと。これは当然引き継ぐべきものとして、私自身もっともであるなと思っております。税金は無駄にしない。住民からお預かりした貴重な浄財を、さらにこの市の市民の皆様の幸せのためにどのように効率的に、そして使っていくかと、幸せのために使っていくかということを考えてまいりたいと思ひますし、市民の目線に立った行政運営というのも、もともとこれは基礎自治体の市長には当然求められるべき政治姿勢であると感じております。さらには、旧3町がともに均衡ある発展のため行政運営を行うこと。昭和町、飯田川町、天王町、旧3町がともに均衡ある発展をし、さらに潟上市としての一体感を強めていくことが今後の私の使命であると自覚しております。

私の政治姿勢は本会議初日の所信で申し述べたとおりでございますが、私の市政運営における基本姿勢は「対話」と「交流」であります。市内には意欲的に行動されている方々が多く、また、市民の中にはお互い様の精神で支え合う気風も健在であります。こういった市民力をもとに「対話」と「交流」を活発化させることにより、それが諸課題の解決へとつながり、さらによきまちづくりにつながっていくものと考えております。我々「今」を生きるものには、これまで培われてきた行政運営の基盤、また、歴史、文化、産業等を受け継ぎ、これらを次の世代へしっかりと引き継ぐ責任があります。しかも、ただ単に引き継ぐだけではなく、市民のニーズや社会情勢に合わせた改革も必要に応じて行っていく覚悟でおります。さらには、普通交付税が次第に減っていくこと、また、近づいてまいりました合併特例債の期限、今後課題となるであろう財源対策もしっかりと行ってまいりたいと考えております。

人口減少社会においても潟上市が「持続可能なまち」となるよう市政運営をしてまいりますので、議員の皆様からのご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

「地方創生への取り組みについて」のご質問についてお答え致します。

本市の地方創生につきましては、平成27年度末に「潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、昨年度から本格的に取り組みを進めているところでございます。

西村議員ご指摘の、地方創生において産業人材の育成は重要な要素の一つであると認識してございます。本市では、青年就農給付金や就業資格取得等助成金などの事業を進めておりますが、このほかにも起業者や技術者の研修・育成を促進するなど、若い世代に対する幅広い支援を今後検討してまいります。

また、本市の人口は、国勢調査によると平成22年の3万4,442人から平成27年には3万3,083人と減少傾向にあります。その人口構成は、県内の他市町村と比べた場合、若い世代の割合が比較的高い地域、市となっております。

こうした中、潟上市の特色ある教育として、石川理紀之助翁など先人の偉業に触れるなどの「ふるさと学習」を推進しております。また、子育て世代への支援として高校生通学費助成制度を創設し、高等学校や高等専門学校などへの通学費について助成し、子育て世代への経済的支援も行っております。

企業誘致につきましては、県企業立地事務所に職員を派遣し、企業情報の収集や継続的な企業訪問などを地道に行っておりまいた。その結果として、昨年の「山本精機株式会社」の誘致につながったものと捉えております。

喫緊の待機児童対策をはじめとする子育て世帯への支援や教育の充実、企業誘致による雇用の確保は、本市への定住・移住、人口減少問題と密接にかかわりがあると考えております。引き続き、その充実に向けて努力してまいりたいと思っております。

ご質問の3点目、「人口交流の拡大について」お答え致します。

広域観光の取り組み促進については、交流人口増大のための施策の一環と致しまして、観光客の受け入れ環境整備が課題となっていることは認識してございます。このため、観光協会など市内関係機関との連携をはじめ、県やJRによる大型イベントなどを通じながら近隣市町村との広域連携による誘客促進にも努めているところであります。

今後もこのような取り組みの充実を期してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「就農者育成・支援策及び6次産業推進について」お答え致します。はじめに、「就農者育成・支援策」についてお答え致します。

本市におきましては、新規就農者確保・育成などの支援策の一つとして青年就農給付金事業を行っております。この事業の交付金受給者は、平成28年度11人、平成29年度は10人の予定となっており、就農直後の経営を支援するものであります。交付金受給は最大

5年間となっており、毎年2、3名の方が申請し交付を受けております。また、就農前の取り組み支援の一つとして、2年間の農業研修を行う未来農業のフロンティア育成研修事業などがあり、市からは毎年2ないし3名の方が受講し、日々の研修に励んでいるところであります。

市と致しましては、今後も国・県の後継者支援事業等を活用しながら県やJA等と協力・連携し、新規就農者等に対するサポートを継続してまいります。

最後に、「6次産業推進について」お答え致します。

同様の質問を以前も受けているとのことですが、現在、JAあきた湖東においては、枝豆を活用したアイスクリーム・ソフトクリーム及び地域の振興作物を生かした漬け物を生産から加工・販売まで継続して展開しております。また、JA秋田みなみにおかれましても、小菊・輪菊といった花卉の花束加工を行っております。市内においても、小規模ですが13グループが食菜館くらら内にある加工施設を利用し、豆腐、総菜、菓子加工を行っております。一農家ではなかなかできないことでも、グループなど集団で行うことにより、よい知恵から始まりヒット商品が生まれる可能性があると感じているところでございます。

今後は、農業者等の法人化も視野に入れながら、農業生産振興を中心に6次産業化の推進については関係機関とも連携して支援してまいります。以上の施策を総合的に推進して、地方創生の推進に努めてまいりたい所存でございます。

これ以降の質問については、市民福祉部長から答弁させます。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 9番西村議員の一般質問の2つ目、「高齢者の運転免許証の返納と行政サービスについて」お答え致します。

先ほどの菅原議員への答弁と内容が重複致しますが、本市では、75歳以上の方のうち3人に1人に当たる1,638人が免許を保有しており、そのうち平成28年が61人、平成29年は5月末現在で24の方が返納をしてございます。

高齢者ドライバーの方が免許返納後に不便を来すことがないように、自主返納をされた方への負担の軽減を図る施策を検討してまいります。

次に、ご質問の3つ目、「成年後見人として市民による後見人養成について」お答えを致します。

本市では、成年後見制度への対応として「潟上市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を策定し、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の権利擁護を図ることとしております。「地域福祉権利擁護事業」では、判断能力が弱い高齢者や知的障害者、また精神に障害のある方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、日常生活に必要なお金の出し入れや公共料金等の支払を行う「日常的金銭管理サービス」や、預金通帳、印鑑、証書などの大切な書類等を預かる「預かりサービス」を実施しており、県や市の社会福祉協議会が窓口となって業務を行っております。

本市においては、成年後見制度の施行後、市長が成年後見等開始審判の申し立てを行った事案が平成28年度に1件ありましたが、市民による後見人養成については、成年後見制度の利用の促進に関する法律において、「市町村による成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本計画」を策定することとされていることから、来月、仙台市で開催される東北地区の市町村を対象とした国の説明会を踏まえ、後見人養成講座等の開催についても基本計画の中に盛り込むとともに、医療・福祉・介護・法律団体等との連携を深めながら成年後見制度を必要とする方々の発見、周知、啓発等に努め、権利擁護支援の充実を図りたいと考えております。

○議長（藤原幸雄） 9番再質問ありますか。9番西村議員。

○9番（西村 武） ただいま1点目の地方創生と藤原市長の政治姿勢等につきましては、縷々懇切丁寧な答弁をいただきました。そしてもう一つは、施政方針でもよく伺っておりますので、市長がいつも申されますような日本一を目指す潟上市、そういう市をつくるんだと、こういうことに対しましては私どもも積極的に提言して、そしてまた協力して、この潟上市が日本一になられますようなそういう市政を展開していただきたいとお願いを致しまして、1点目の質問は終わります。

2点目の質問ですけれども、これも先ほど菅原議員の方でも詳しく答弁をされておりますので、認知症の機能検査試験ですか、これ今年75歳になる、そういう免許証更新の方が対象となって、それ以降の、以上の方がずっと対象になっていきますけれども、実を言うと先般、私もこの認知機能検査を受けております。大変、9人受けましたけれども、正常である方がっていえば76点以上とらないと正常でないというようなことで、正常である方が4人ですね、で、再検査というのが5人でした。大変厳しくなって、これからそういう返納者が増えてくるものではないかなと思いますので、しっかりとした対応をしていただきたいということをお願いして、この質問も終わります。

それから、成年後見人ですけれども、これも私ども平成25年に小樽市を伺っております。そのときにもう既に31自治体が、大変興味のあるこの事業というようなことで伺っております、大変市民から喜ばれているということでございましたが、今答弁を聞いていますと本市もこの成年後見人が法律に基づくそういうものを作成しながら、それに対応していくというようなことでございます。それもまた、そのための基本計画等にも盛り込むということになっていると答弁でした。ですから、是非ともそういう高齢化時代に対応できるような、そういう施策をひとつどしどしやっていただきたいと要望致しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） これをもって9番西村 武議員の質問を終わります。

11時25分まで暫時休憩をします。

午前11時16分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番佐々木嘉一議員の発言を許します。3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 皆さん大変お疲れさんでございます。3番佐々木であります。このたびの定例会において一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。大変申し訳ありませんけれども、ちょっと訂正方お願いしたいんですけれども、私の質問の8分の8っていうところ、最後の方ですが、社会福祉協議会のことですが、「自分の財産を持たない」というふうに書いておりますけれども、「自分の独自の事務所を持たない」と、「事務所を持たない」と、財産は「すぱ一く天王」というところで財産があるようでありますので、そのように訂正して質問に入りたいと思います。

それでは質問に入りますが、本日は朝早くから傍聴に駆けつけた市民の皆さん、大変ご苦労さんでございます。私の質問は3点ありまして、市長の市政推進に関する基本姿勢と、「チーム潟上」ということ、旧昭和庁舎のこども園構想についてお尋ねしたいと存じます。

さて、先般は、先ほど来お話が出ておりますように、平成17年3月潟上市が合併により誕生以来3期12年の長きにわたり市政の舵取りをしてきました石川市長の引退により、石川市政の後継をスローガンに立候補し、市民の支持と期待を得て見事にご当選されました藤原新市長に対し、改めてお祝いを申し上げる次第であります。国の教育公務員を

辞して、国と地方の役割分担の進む中、地方自治体の長として市勢の発展と市民福祉向上の先頭に立って市政運営を進めることの重要性については、市民の期待も大きく、改めて申し上げるまでもなく任務の重大さは十分にご認識のことと存じます。まずは、行政組織のトップとして目指す方向を確認し、体制を整えることが重要ではないでしょうか。

このたびの選挙を通して、市長の市政運営にかかわる理念らしきことについては若干うかがい知ることができましたが、教育者らしく人材育成という夢のある仕事をライフワークとして、息の長い展望をお持ちだろうかと推測しているところであります。一例を申し上げますと、既にご案内のとおりであります。潟上市では市政運営のバイブルとして市総合計画があります。さらに5年間の基本計画、そして財政計画と、予算によって具体化される実施計画がありますが、過去の自治法の改正により基本構想の議決はなくなりましたが、潟上市では、長期計画については条例により議決を要するとされております。しかし、最近の社会経済の変化、伸展により、長期にわたる行政計画を基調としながらも、首長選挙時に市民に訴えた選挙公約マニフェストに基づく行政運営もされる方向にもある現状ではないでしょうか。このことは、行政にスピード感が要請されてのことと思います。このたびの市長の市政推進にかかわる方針を承る以前にこの質問を作成しましたが、市長の市政推進にかかわる基本姿勢としてお伺いするものであります。

2つ目ですが、「チーム潟上」についてお伺い致します。

藤原市長の市政推進のスローガンでしょうか、マニフェストでしょうか、「チーム潟上」という言葉が取り沙汰されています。先般は、一部の議会議員をもって「チーム潟上議員行政懇談会」とのことで市長名で招集され、去る5月29日の議会全員協議会に協議を予定した、防災・健康拠点施設並びに昭和こども園（仮称）の事前協議がなされたと聞いておりますが、違和感を感じました。「チーム潟上」の具体的な運用と啓発、実践についてはどのように考えていますか、お伺い致します。

近時、自治体経営は、市民の「参画と協働」が自治行政の本旨であり、課題としてさまざまな試みがなされています。行政手続も告示、縦覧、パブリックコメント等もありますが、ITの活用も反映し、インターネットを活用したホームページの活用、情報公開等参画の機会の醸成が行政の課題であります。こうしたことから、「チーム潟上」の運用と啓発については、時宜を得た市民の参画機会ではないかと思っております。

このたびの「チーム潟上議員行政懇談会」は議会としてどのように受け止めたらよろしいか考えてみているところでありますが、潟上市議会基本条例に規定する議員の活動原則、市民との関係、市長との関係、殊に条例第8条に規定する市長による政策過程の説明の規定があり、特に条例第7条3項の規定等を考慮すれば、「チーム潟上」が目指す方針と運用並びに啓発について具体的な方針を示すべきと思いますが、いかがでしょうか。議会との関係についてのみならず、市民に対する運用並びに啓発についてはどのように考えているか、お伺い致します。

3つ目ですが、旧昭和庁舎のこども園についてお伺い致します。

まずこのことに関し、これまでの経緯について申し上げます。

去る平成29年5月29日、市長要請による議会全員協議会が開かれ、八郎潟ハイツ跡地に、県との協働プログラムであります未来づくりプロジェクトの「防災・健康拠点施設」と旧昭和庁舎の活用予定の「昭和こども園（仮称）」の建設計画に関する協議がありました。協議の内容は午前、午後と長時間にわたり行われ、さまざまな意見・質問が出され、いずれも費用対効果の検討からは難しい判断が求められ、議員各位の議決責任の重さと説明責任に苦慮するところとなりました。このたび関係予算も提案されていますが、改めて旧昭和庁舎をこども園に用途変更することについて、これまでの経緯を振り返り再検討することを求め、質問致します。

本件に関しての経緯については、市長も選挙期間中にもその取り扱いに言及されたやりに開き及んでおり、先日の議会全員協議会の協議を含め把握されておることと存じます。

今さら申し上げることもございませんが、合併協議において、新庁舎の建設及び位置の協議、確認につきましては、合併の正否を問われる重要なことでありました。協議はしかるべき文言により表現され、合意され、合併へと大きく前進した経緯がありました。合併後は、旧庁舎の活用については、合併3町にそれぞれ庁舎ごとに「利活用検討委員会」が設置され、協議の結果について報告書（答申）が提出されています。報告書によりますと、旧昭和庁舎の活用の第1案は市内の各種団体の事務所等を入居させ、第2案は保育園とされていました。しかしながら、市の選択は保育園構想であり、利活用検討委員会の報告の第1案が却下され、その説明はありませんでした。

平成26年11月、議会全員協議会に提示された旧昭和庁舎の活用（案）第1案は、昭和地区の保育園3園を統合して「認定こども園」としての活用でありました。その整備費は、保育園を新築した場合の事業費は6億円であり、旧庁舎を改築整備した場合の事業

費は2億4,000万円で、近く設計委託料を補正予算に提出の意向も表明されました。このことについては、秋田さきがけ新報の平成26年11月18日、県央版にも記事として掲載され報道されました。議会全員協議会において、私は、当時昭和町の保育園の検討事情を申し上げ、位置の変更には異議を申し上げておりますが、それは、まちづくりの根幹に触れることになるからであります。

その後、市は昭和地区の当時保育園児を持つ保護者137名を対象としたアンケート調査を実施、その結果をもって具体的に旧庁舎の計画を進めることになったようであります。その際、自治会長や市民説明も実施したようでありますが、唐突で拙速な判断との声も上がりましたし、アンケート調査にも問題があり、納得の得られるものではなく、再度の説明会の開催を要望して終了しています。こうしたことは、平成27年11月7日付け秋田さきがけ新報に特集として掲載され、「コスト削減効果を重視」という見出しで活用方針が報道されています。

こうした状況の中、市は、こども園の設計費を予算計上されました。そして先般、平成29年2月8日、議会全員協議会が開催され、設計概要と整備事業費（概算）が提示されました。先ほども申し上げましたように、事業費6億9,000万円は、設計費の予算計上のときに示された2億4,000万円の2.87倍であり、「コスト削減効果を重視」した結果とはほど遠い設計額となりました。

2月8日の議会全員協議会の意見を踏まえ、去る5月29日、議会全員協議会には、昭和こども園（仮称）の整備メリット並びに事業費増額の見直しがなされ、5億5,800万円とされ、設計予算を計上されたときの概算事業費2億4,000万円からすれば、3億1,700万円の増額で概算事業費を説明しています。内容についてはよくわかりませんが、外構工事の縮小と備品関係や工事監理委託料を先送りし、当面必要とする工事費として減額をしたものと思っておりますが、新築の場合6億円としたことを意識したものでしょうか。しかし、当日の説明では単独新築の場合は約8億円の説明もありましたが、どのような根拠に基づくものでしょうか。

次に、設計委託料であります。2億4,000万円の3%で730万円ですので、工事費が増加することによって設計委託料も増加するであろうと思っておりますが、その点はどのようにでしょうか。

質問であります。イですが、財政上のメリットが得られない事務所に特化した建物であること。言ってみれば、1階部分は天井高が2階相当の高さであります。それらを

どのように、言ってみれば事務所なりそれ以外の保育園には向かないような設計であるものを、そういうふうの手直しをして進めるということについての考え方をお伺い致します。

それから、保育園単独建築の場合、6億円、あるいは8億円と言われるが、建設地はどこを想定してやったものでしょうか。中央保育園は検討されたのでしょうか。そして、その中央保育園の問題点は何ですか。その他候補地は検討されたのでしょうか。

3つ目ですが、こども園の環境上、旧庁舎は近隣商業区域、潟上市の場合は従来から、昭和の場合もそうですが、秋田都市計画ということで用途区域というのが決まっております。その場合、旧庁舎は近隣商業地域に隣接しております。この際、保育園を建てるについては福祉施設は可能でありますけれども、その場合、用途純化という都市計画上の規制というのがありますけれども、そういうようなものについて、用途純化ということについては考えられたのでしょうかということです。これは環境上の問題です。

それから4つ目ですが、昭和3保育園の定員は現在人員は270人、入所児童数が131人です。入所率48.5%、これは平成28年ですが、さらに少子化が進む中での施設規模、単独施設となればどれくらいの規模になるものでしょうか。その辺の検討されたかどうかもお伺い致します。

市長は、保育園整備事業の予算提案にあたっては行政の継続性を述べたが、今回の課題は、児童福祉行政は継続、保育園の建築は事業選択の問題と思いますが、その点はどうでしょうか。

また、本件は議会との合意の上進めてきたことを提案の理由としていますが、コスト削減効果が得られなければ、これは当然見直しするべきだと思いますけれども、その点についてはどうでしょうか。

それから、待機児童解消のため、3園統合は効率的な人事とはなりません。しかし、統合により100%解決しますでしょうか。

質問は以上であります。

財政は政策実現の手段であり、すべてではありませんけれども、ソフト・ハードともに重要であります。昭和こども園構想は、庁舎ありきで進めた強引さがうかがわれます。このたび、昭和出張所の移転費用を予算提案されました。社会福祉協議会における昭和センターの廃止と昭和出張所移転計画は、どこで決めたものでしょうか、わかりません。社協だよりの記事を見て、昭和センターの7月移転について事務局に文書で問い合わせ

しましたが、どこで誰が決めたものかは説明はありませんでした。こうした一連のことは、市民からは議会が決めたことだと認識されて説明されています。本件に関しても、旧庁舎（保育園）出張所移転は、社協昭和センターは飯田川本部へ統合して廃止、自分の独自の事務所を持たない社協は、誰が決めた云々については答弁はできないようであります。すべて市からの指示でありませんか。これまでの行政報告にもありませんでしたし、こうした行政運営は是正されなければなりません。藤原新市長に期待して、一般質問の一括質問は終わります。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸雄） 当局の答弁を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） 佐々木嘉一議員の一般質問の1つ目、「市長の市政推進にかかわる基本姿勢について」お答え申し上げます。

何度かお話ししてありますとおり、私の市政運営における基本姿勢は「対話」と「交流」であります。我々行政が抱える問題は、さまざまな分野で多岐にわたっております。潟上市の強みである「市民力」をもとに、対話と交流を活発化させれば、それが渦となり対流が起こります。それこそが諸課題解決の原動力につながるものと考えております。対話と交流を基本に、今後の市政運営にあたっていく所存であります。

さて、第2次潟上市総合計画、平成28年3月に策定されたこの計画は、2年近くの歳月をかけ、市民と行政が素案を練り上げ、市議会が全会一致で議決したと伺っております。まさに市民と議会と行政の対話と交流でつくり上げた計画であると思います。本計画が掲げる市の将来像である「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上～文化の風薫る 笑顔あふれるまち 潟上～」、その実現に向け誠心誠意努力致す所存でありますので、議員各位には格別のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

次に、質問の2つ目、「チーム潟上について」お答え致します。

この言葉は、私が選挙時に掲げたスローガンの一つであります。先ほど申し上げたとおり、市政運営の基本姿勢を「対話」と「交流」と申し上げました。対話と交流を通じて、さまざまな方々の対話と交流、旧昭和町、旧飯田川町、旧天王町のそれぞれの旧町民の対話と交流、あるいは世代間、シニアの方々、若者、子どもの対話と交流、さらには産業、第1次産業、第2次産業、第3次産業の方々の対話と交流、そして主体である市民、議会、行政の対話と交流、こういうことを通じて潟上の力を結集していく、この姿が「チーム潟上」であります。つまり私が目指す「チーム潟上」は、すべての市民が活躍し、みんながまちづくりの主人公となるという意味であり、この考え方は、まさに

潟上市自治基本条例の理念とも重なるものと思っております。

先ほどご質問の中にありました、5月23日の「チーム潟上議員行政懇談会」というものに違和感を覚えられたということでございますが、私自身、懸案事項が重なっていて、さまざまな説明を市の職員から受けてきたところでございます。議会の皆様方と最初に本格的に向き合う5月29日の議会全員協議会を前に、実際に議員の皆様方からお時間をいただき、お骨折りいただくことから、私と面識のある議員の皆様方にお声をかけ、そのときに先ほど申し上げたスローガンを私が、もし不快に思われたと思うようであれば軽々に使ったものであらうと思っております。こういった懇談会は、現在存在してございません。ちなみに、その招集を求めた文書は事務連絡文書となっており、議会全員協議会とは性格の異なるものと考えてございます。その点ご理解のほどをお願い申し上げたいと思っております。

再度申し上げます。私の市政運営の基本姿勢は、「対話」と「交流」であります。私は「対話」と「交流」の門戸をいつでも開いている所存でございます。どのような場面でも「対話」と「交流」を重ねる、市民の意見、議員の皆様方の意見を聞くということが私の基本姿勢でございます。この点をご理解いただければ幸いです。是非ともさまざまな「対話」と「交流」を通じて、潟上の力を結集し、「チーム潟上」の実現に向けて努力していく所存でございますので、重ねてご指導、ご鞭撻をお願いするものであります。

昭和のこども園につきましては、まず教育長から答弁させます。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 佐々木議員の質問の3つ目、「旧昭和庁舎のこども園について」お答え致します。

はじめに、質問に至る前の前段でございますが、おさらいの意味で少し述べさせていただきます。

「2月8日の議会全員協議会の意見を踏まえ、去る5月29日、議会全員協議会では5億5,800万円とされ、新築の場合6億円としたことを意識したものでしょうか」とのことにつきましては、2月8日の議会全員協議会においてご指摘いただきましたことを踏まえ、本体工事費に関して詳しくご説明したもので、全くそのような意図はないものですのでご理解願いたいと思っております。

また、「単独新築の場合は約8億円の説明もありましたが、どのような根拠に基づくものでしょうか」とのことにつきましては、設計者の直近の実績と市の実績から、昭和こども園、仮称でございますが、こども園を建設する場合の概算工事費をお示ししたものでございます。平成28年度に行った実施設計につきましては、利活用計画案の概算工事費約2億4,000万円をもとに発注を行い、受注者、つまり設計屋さんですが、受注者と協議の上進めてきたものであります。

それでは、ご質問のイの「財政上のメリットが得られない事務所に特化した建物、1階部分は天井高2階相当の高さということであり、であること」につきましては、ご指摘のとおり旧昭和庁舎は事務所として整備されたものですが、天井高を変更し、オープンスペースであった主務室には間仕切りを設置し、保育室等に転用し、冷温水発生機などを改修・再利用することにより、こども園としての利活用を図ることができることであります。

次に、ご質問のロでございますが、「保育園単独建築の場合、6億円、8億円と言われるが、建設地はどこを想定か。中央保育園は検討されたか。問題点は何か。その他候補地を検討したか」につきましては、概算工事費は中央保育園やその他候補地を限定して検討したものではありません。中央保育園の敷地を想定する場合の問題点につきましては、園を運営しながら整備しなければならないことや、駐車場を含めた敷地を十分に手配できないこと、また、隣接する大豊小学校が軟弱地盤のために基礎杭を大量に打ちこんだことを考えますと、同様の地盤改良が必要となった場合に、園舎概算工事費8億円のほか、これら対策費も考慮する必要があるものと考えております。その他の候補地に関しましては、検討に至らなかったものでございます。

次に、質問のハ、「こども園の環境上、旧庁舎は近隣商業区域（用途区域）に隣接することでございますが、福祉施設は可能であるが、用途純化を図ることが求められると思うが考慮されたか」、これにつきましては、旧昭和庁舎敷地の用途区域は「第2種住居地域」でございます。幼稚園や学校等が建築可能なものであることから、「用途純化」と捉えております。

次に、質問のヘ、「また、本件は議会と合意の上進めてきたことを提案の理由としていますが、コスト削減効果が得られなければ見直しと思うがどうか」につきましては、単独施設として新築する場合には概算工事費が約8億円でありますので、コスト削減に対する効果も見込まれるものであります。

次に、質問のと、「待機児童解消のため、3園統合は効率的な人事となります。しかし、統合により100%解決するか」につきましては、本市の待機児童は平成26年度から生じ、本年4月1日現在では19人となっています。昭和地区3園の統合により運営の合理化が図られることから、計算上では待機児童は解消されることとなりますが、施設の利用は保護者の意向もあります。だからといって一方では緊急性のものでもあるということを含めまして、ご理解を願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） この際、皆さんにお諮りします。3番佐々木議員の質疑をこのまま続行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。

藤原市長。

○市長（藤原一成） 現在のご質問の中に承っております「昭和地区3保育園の定員は270人、入所児童数131人、入所率48.5%、さらに少子化が進む中で施設規模は」ということのご質問がありました。

このご指摘のとおり、昭和3園の園児数は年々減少している現状にあります。その反面、本市では待機児童の早期解消の課題もございます。そのことから、昭和3園の合計した定員に比較して、園児の定員を270人から200人と抑えながら待機児童の解消、余裕等も考慮した施設規模に設定しているものでございます。

もう一つ、質問の「市長は保育園整備事業の予算提案にあたって行政の継続性を述べたが、今回の課題は、児童福祉行政は継続、保育園の建築は事業選択の問題と思うがどうか」というご質問がございました。

私は、児童福祉行政とこども園の整備は一体のものであると考えております。これは、ただいま申し上げたとおり、再三申し上げますが、潟上市の待機児童数は19人、県内の市町村の中でも最も高い水準に位置しているのが現状です。これは、先ほど地方創生のご指摘もいただきましたが、子育て支援の中の基本中の基本の政策であり、国も県もこの解消に向けて努力すべし、ないしは努力しているという重要で、かつ喫緊の課題であります。そういったことから、事業の重要性や緊急性や優先性から進めてまいりものでありまして、これを本定例会に予算案を提出したのは、今申し上げたような理由でございます。どうぞご理解のほど宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 1番の市長の市政推進にかかわる基本姿勢につきましては、具体的には今回の議会の開会の日提出されました、読んでおりませんでしたので、これは私の想定でやったことでありますけれども、「対話」と「交流」を基調としながら進めるというふうなことで、それは基本姿勢ですので私から云々する必要はありませんので、そのように進めることを期待しております。

それから、2番の「チーム潟上」についてちょっと申し上げますが、言ってみれば「対話」と「交流」を強力に進めていくための「チーム潟上」なんだと。言ってみれば、「対話」と「交流」を推進のための「チーム潟上」は手段であるというふうなように私受け止めたんですけれども、そのようなことですか。お伺いします。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 「チーム潟上」というのは、私が選挙時に掲げたスローガンでございまして、私の市政の基本姿勢が「対話」と「交流」ということで先ほど佐々木議員の方からもそう言っていただきました。この「対話」と「交流」をしていけば、お互いが理解し合い、そして力をそれぞれ補い合うこともあれば、それを力をそれぞれ加え合うこともあって、それが一つのチーム体となると、結果としてですね。チームになっていけば、それがすぐにチームになるものではなくて、徐々にそのチーム力というのは、結束力というのは強まっていくと。その強まる原動力は何かというと「対話」と「交流」であるというふうな、そういった「対話」と「交流」を通じて潟上市が一体感を持った一つになっていく、力を結集していくと、その状態を私は「チーム潟上」と申し上げておりました。ですから、基本姿勢にある「対話」と「交流」を続けていけば、先ほども言いましたとおり、産業でいけば第1次産業、第2次産業、第3次産業の方々を取り合っていけば、ないしは農家の方々がそういった手法を取り入れていけば、6次産業化というものが生まれていきます。さらに、選挙のときは私は、それに観光であるとか情報的なものも加えれば10次産業化までいけるのではないかと、そういう可能性も模索したいということは所信表明演説で申し上げたとおりであります。「チーム潟上」というのは、「対話」と「交流」を通して潟上市の力が結集された状態を指して言うものと私は申し上げております。ご理解のほど宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 自治基本条例を基本としながらの、さらにそれを進めるための

「対話」と「交流」であり、「チーム潟上」なんだと、そういうふうには理解しておりますけれども、いずれこの言葉というのは言葉の遊びではございませんけれども、どこの自治体にもどこの場にも通用する言葉ではないのかなと思っておりまして、それを基調としながら進めるということについては市長の基本的な考え方ですので、それはだめだとは申し上げませんが、いろいろなそのやり方なり、あるいは、ここに書いてありますけれども、どういうふうにして運用、あるいは啓発、実践というものをやっていくのか。たまたま「チーム潟上議員懇談会」については、ちょっと考えられなかったことだというふうな、あったけれども、やはり私は必要だと思うんですよ。そういうことで、やはり「チーム潟上」、みんなで力を合わせて、それぞれの分野で、それぞれの担当で、それぞれの人たちがチーム力を発揮してやるということが非常にいいことだと思うんですけれども、それをどのように運用し、啓発し、市民に対して意識づけをするかと、そういうふうな手段が見えないというようなことですので、その点をお伺いします。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 「チーム潟上」の実現に向けてどのように手段を取り、運用していくかというご質問だと思います。

先般、議員各位におかれましては、6月7日に私名で発出した「議員各位が主催する懇談会等への出席について」というお願いをしております。これは、私が「対話」と「交流」を進め、「チーム潟上」を実現するために、いろんな方々との「対話」と「交流」を深めたいために議員の皆様方をお願いした文書であります。議員の皆様は、例えば地域地域でそれぞれの市民の方々と懇談を持つ場面が多々あると承知しております。その際に私ないしは市の職員をそこにお招きいただいて、市のさまざまな課題について意見交換ないしはご質問を承る機会を持っていただけませんかという意味で、こちらの方からお願いしたものでございます。これは、あくまで第1弾でございまして、その前に当然、私と一方において市民の皆様からお選びいただきました市議会の皆様方との交流ということで、先般、大変多い時間をおとりいただきましたけれども全員協議会をさせていただいたり、あるいは、議員の議会運営委員会の方に出席させていただいたり。まず議員の皆様方と、できるだけ私の時間が許す限りにおいて、そういった場面場面で意見交換を、今まで可能な限りさせていただいたと思っています。さらには市民の皆様方とということで、まず議員の皆様方が何か懇談があることがあって我々をお呼びいただければということで、そういったことをお願いしたものであります。さらには、先ほ

ど佐々木議員がご指摘のITの活用であるとかインターネットの活用、ホームページの活用といったこともこれから視野に入れて、私はその「チーム潟上」を目指すために、私の基本姿勢である「対話」と「交流」をさらにさらに前に進めるためにどのようなことが必要なのかについては検討させていただきますとともに、議員の皆様方からもご意見、あるいはご提案を承って、私先ほど申し上げたとおり、常に「対話」と「交流」の門戸は開いてるというスタンスで行政運営にあたってまいりたいと考えております。どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 今市長から懇切丁寧な答弁ありましたけれども、私は、議会の議員の行政懇談会チーム潟上について、こだわるものではありません。むしろどういう形で対応したらいいのかと、私は前向きに考えている一人でありますけれども、その前にそれをどういうふうにやったらいいのかっていうふうなことを考えますと、議会基本条例があるわけです。市長との関係というところに。今、先ほど申し上げましたようなことで、いろいろと二元代表の市政ですので議決機関ということで、いずれも選挙で選ばれた別の二元代表の議事機関ですから、そういうときに市長のそういうふうな方針に対してどう対応したらいいのかなと、私は前向きに考えていますけれども、その点がありますので、これは進めて結構ですが、いずれ市民が一体となって進めるということについては賛成ですが、その辺のやはり運用なり、あるいは啓発なりというものをきちんと持たないと、ただやみくもに叫んで終わりですと何か実現はできるのかなと、そんな危惧しておりますので、それは答弁いきません。いずれ、特に議会ですと、条例の7条に、市長との関係については条例とか、あるいは規則に基づくもののほか、行政機関に対する委員には就任しないというようなこともありますし、それらの前のいずれ条例とか制度の前の一つの運用なり市長の方針としてやるとすれば、どういうことがあるのかなとということで私も考えながら、この件については興味を持っております。

ただちなみにですね、この際申し上げますが、実は先ほども社会厚生常任委員会の研修視察の件がありました。申し上げましたけれども、蕪崎市に行ったときに、私ども帰ってきて書類袋を見ますと、布袋にローマ字で「TEAM N I R A S A K I」って書いてるんですよ。それで電話で照会しましたら、そのチーム蕪崎っていうのはどういうふうにやっていますかっていうようなこと聞いたら、結局は言ってみればスローガンでありまして、まず3つの要素がありまして、フットワーク、ネットワーク、それに

チームワークと、そういうようなことでやってるといふふうなお話がありましたので、それらをひとつ具体的にやるとすれば参考にしながら進めていったらよろしいかと思いますが、これは答弁いりません。そんなことであります。

それから、そうすれば庁舎のこども園について申し上げますが、先ほど6億円、8億円だとかいろいろありましたけれども、過去の例えば定員の問題、あるいは入所率の問題いろいろありましたが、追分保育園、出戸幼稚園の場合も事業費も皆、過去出ておりますけれども、いずれそれらを参考にしますと、何か昭和こども園の場合はやはり庁舎ありきで進めてるなというようなことが歴然とします。追分保育園の場合はあれでしょ、定員が200人で実際の入所率というのは90%超えてるはずですよ。それで4億6,000万円のできるんですよ。そんなこと考えますと、既存のものを改善したり、あるいは新たなあれを見ますと、昭和のこども園については定員200人ですよ。あの建物をやはり200人というふうなことに決めておいて整備しないとできないので、実際200人定員の保育園というのは必要なのかなと。131人よりおりません。そんなことで、やはりこれからの児童数なりそれに合わせた施設規模というものを考えるべきでないのかなというように、さらに財政のメリットとして、昭和の庁舎をあれしますと2億4,000万円のできるものが7億円もかかると。それはもう財政上のメリットではなくなったので、私は見直しをすべきだと。いろいろな住民対策なり関係者への説明もさっきお話ししましたが、ほとんど聞く耳持たないというようにものでありますが、私の方も実際、地域の議員で自治会長会議は2回、それに市当局への申し入れも2回ほどやりました。いずれはこのことについてはほとんど一蹴に付されて、回答はありませんでしたけれども、自治会長さん方はどっちかという賛成も反対もできないけれども、どういうふうであればいいのかなというようにことについては非常に悩んでおまして、それに対して我々は反対しろ賛成しろとは言わなかったわけですけども、いずれ市民の声を全部まとめてみますと、なぜあのような建物を保育園にするのかというふうなことについては、私も何人かの方に叱られましたし、議員の力不足だべというように、そこまでも言われましたけれども、いずれこうした面で財政的なメリットが得られないとすれば、やはり立ち止まってもう一遍考えてみるべきでないのかと、私はそれを今言ってるわけですけども、その辺、当局の考え方はどうですか。幾らかかってもやはり庁舎はやるということなんですか。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 今の佐々木議員の再質問にお答えします。

なぜ今、昭和庁舎をこども園なのかということです。これについては、今の質問3点、4点ほどありましたけど、これすべてお答えしますが、その前、前提として、私がここに上程に至る経過を少しだけ説明させていただきます。

まず1つは、この6月議会に、なぜこの6月議会でないといけないのかと。おまえは「対話」と「交流」と言ってるのではないかと。であれば、もっと、特に昭和地区の方々と自治会長さん方を含めて「対話」と「交流」を深めていって、そういったプロセスを経て決定すべきではないかということがありました。事実そう思っておりました。しかし、昭和地区の3つの今の保育園の状況、それから現在の先ほど申し上げた待機児童の状況、そういったものも合わせて考えました。先ほど申し上げたとおり、県内でも非常に高い、多い待機児童数を抱えております。これをこの6月にやらないと、来年の4月1日の開園には間に合いません。保育園は年度途中、例えば9月、10月の開園というのは不可能です。子どもたちの保育環境を変えてというのは、ほぼ不可能です。ですから、もしここで見送れば1年遅れの対応になってまいります。待機児童への対応、今、保育士不足で有効な対応策がない現状の中で、これを取らざるを得ない状況がまず一つあったということです。

そして2つ目、昭和の西保育園、どうぞご覧ください。床はささくれ立ち、冬になればすきま風が吹く。あそこにもう1年、あの地区の子どもたち、ないしは天王地区の子どもも通ってるそうです。置くことが、果たしてそれが我々が、我々大人がすべきことであろうかということも考えました。東保育園に行くと、豊川地区の東保育園に行くと、10人のお子さんでした。なぜ保育・教育は集団でやらねばならないのか。人間はなぜ助け合って集団で生きねばならないのかという原点を考えてみるに、保育士さんからも、保育士さんはそのお母さん方から伺った話で、もうちょっとやはり多いところで子どもを育てたいなというご意見も多いそうです。中央保育園、まだ大丈夫ですが、もう数年後には、ここは老朽化で保育施設としては耐用年数を迎えることになります。そうしたときに、先ほども申し上げたとおり、事の緊急性と重要性和必要性を鑑みれば、私自体忸怩たる思いはありましたが、この6月議会にこれを上程しようというふうに決意致しました。

確かに、庁舎ありきではないか、今までの説明が不足ではないかという点につきましては、そういった受け止めもあるというふうに伺っております。そのことに関しては、

今後十分留意して市政運営にあたってまいります。定員200名が多すぎるのではないかと。私どもの気構えは、あの昭和のこども園を潟上市の幼児教育のセンターにしたいと思っております。ひょっとしたら近隣から通っていただけるこども園にもなるかもしれません。さらに、子どもの数というのは、予想はされておりますけれども、どうなるかということもわかりません。ですから、ある程度余裕をもった定員設定をしなければならないと思っております。

財政上のメリットはないのではないかと。おっしゃるとおり、当初2億5,000万円ぐらいのものが6億円、そういうふうになった。これに関しても、これは当局のその予算の見込みの甘さということは、私から十分お詫び申し上げます。しかしそれにしても、新築をして同規模であれば、計算上はそれ以上の8億円プラス地盤の問題もあるということもあります。

さらには、中央保育園にそのまま新築すればいいじゃないか。真ん中に水路があり、さらには、あそこにもプレハブで仮設を建てて建築するということは、現在はあまり行うところが少なくなってまいりましたが、保育環境の悪化、子どもたちへの安全配慮がひょっとしたら十分でなくなる可能性がある。そういうことからすると、私はどうしてもそこには賛成できないものであります。羽城中学校、現在の位置にあります、昔は庁舎のあたりにあったという話も伺っております。

私は昭和の人間ではありませんが、つまびらかではありませんが、何度も昭和庁舎を訪れ、あの昭和庁舎を、あの寂しげな昭和庁舎をあのままに残しておくんでしょうか。私は、そばに公民館があり、学習館があり、社会体育施設があり、そういった大人たちが集う場で、ほぼ新築に近い状態の昭和こども園で昭和地区の子どもたちを育てることが、来年4月に始めることが私は市行政に求められていることと思ひ、この上程を決意したものであります。ご理解のほどを宜しくお願い申し上げます。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 私から再度質問致しますけれども、私は中央保育園を利用する部分もあるけれども、その他検討しましたかということも聞いてます。その他やりませんでしたと。今庁舎あるところ、寂しいものだと言いました。公民館、今手狭で大変ですよ。あのままで、今庁舎と両方分かち合っただけで使ったことによって機能果たしてきたけれども、あそこへ完全にセキュリティーをばっちりやって公民館を独立させますと、非常に半端な施設になります。そんなこともあります。庁舎、出張所の問題もあるでしょう。

それから、今、もともとは羽城中学校の用地でありました。羽城中学校は向こうへ越しましたけれども、あの今の現在の昭和庁舎の敷地は3万3,000㎡ありますよ。3万3,000㎡。まだ中の管理道路だかわかりませんが、ああいう形で雪捨て場とか何かで利用していますけれども、一番のいいところですね。環境がちょっと近隣商業に近くだとすれば、旧役場庁舎の敷地の一角にも可能ですよ、やるとすれば。ですから、そういうようなことを全面的に検討して答えを出したのであれば納得だけでも、ただ最初から庁舎ありきで、あとその以外は聞く耳持たんではちょっと寂しいなというふうなことで再度の質問にしたわけでありまして、先ほど市長さんが言われたこともやはりそれは、西保育園については子どもが増えるときに急きょ50年段階で木造で建てたからもう限界です。それはもうわかりますし、それらはそれをよしとはしておりません。いずれ改築しなければならないけれども、なぜ庁舎の、あのような庁舎を、中をみんななどにかくばらして保育園にするのかと。あれはもっと活用の方法、みんなで考えたらいいんでないかと。その代わる要素としては、あの中でも十分できますよというふうなことを私は申し上げたいんです。そういうようなことを全然検討しないで最初から庁舎はもう保育園だと。しかもにぎわいの創出だと。そういうようなことまで言って、今あそこへ決めようとしているけれども、私は全くまちづくりの根幹に触れる問題でありますので、再度ご検討、見直しをお願いしたいというように思います。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 今のご質問にお答えします。

今の敷地内その他に検討したかということですね。まず庁舎内であれば、あそこはもう市の用地ですから用地取得は必要がないということです。それと、これは後で確認させますが、ほかに建てた場合に、あそこの地盤というのは大丈夫なんでしょうか。そういう問題もあります。それよりも何よりも、来年の4月1日に開園し、昭和地区の子どもたちを中心にしてあそこで待機児童解消に向けても、それが喫緊の課題だということがあるわけです。それで今回の上程となっております。今はそのような考えで進めようとしております。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） ちょうど終わりの時間になりました。

これをもって3番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

午後は2時とします。宜しく申し上げます。

午後 0時28分 休憩

.....

午後 2時00分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番佐藤義久議員の発言を許します。14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） 14番佐藤義久であります。傍聴の皆様には、大変ご苦勞様です。藤原一成市長におかれましては、改めましてご就任をお祝い申し上げます。今後の潟上の振興・発展に寄与してくださることをご祈念申し上げるものであります。これまでの経験・体験を存分に生かし、職員の指導研修をはじめ、事業の軌道修正も変更も考えられると推察致しております。「対話」と「交流」、意見の渦を起し対流させ、事業展開をし、変える、変わるとの公約でご当選なさいましたからには、大上段に構え、大なたを振り下ろす決断をもって市政運営に取り組んでいくことを期待しております。市民の変わる市政に期待を込めての投票行動に欺くことなく、市政運営に取り組んでいただきたいと懇願するものでもあります。

さて、私の一般質問は、冒頭ではありますが、市長のご所見をお尋ね致すものであり、通告順に従い質問を致します。明確なるご答弁をお願いしての1項目め、観光拠点の整備と政教分離についての市長のご所見を伺うものであります。

市内には観光拠点が幾つか存在します。道の駅てんのう、道の駅しょうわを観光の拠点の中心として、ほかに誇れる施設に整備・充実を図り、県内外の一番を目指すと考えますが、いかがでしょうか。そのためには、点在する観光拠点を集約してPRする風景画や写真、または立体模型などを展示して、現地を訪ねたくなる案内を計画、市内を観光客が行き交い、随所にポケットパークを設けた整備の考えはないでしょうか。観桜会は市内3地区にすばらしい景観を誇れるところがあることはご案内のことでありましょいうが、昭和地区の元木山公園、秋田三十景の一つ「飯田川南公園ふたあらの丘」、観桜会が屈指の北公園、白虎のミイラのあるところで知られております。また、佐竹公が常陸から国替えの際に、狩りが好きとの情報でつくったと聞く「鷹待小屋」、ここも整備すると見事な景観に心を打たれると思います。ここには飯田川の文化財指定の標柱があり、三笠宮殿下のご展望の地があるところでもあります。さらには、石川理紀之助翁の遺跡。小生は飯田川の生まれであります。小学校1年の春秋の遠足は、山田の神社でした。境内で車座になり弁当を食べた。この神社もすばらしいものだったと感じた記憶があり

ます。また、豊川油田の関係の貴重な遺産が朽ち果てる状況に心を痛めているところでもあります。5月14日のさきがけ新報の「ふるさと小紀行」に扱われた記事にある豊川稲荷神社も、加賀谷会長はじめ住民有志が辛うじて参道をボランティアで草刈り整備をしている状況であります。

②冒頭の元木山は山頂に三吉神社の社があり、そこには個人用地50坪ほどがあります。一帯は管理委託されておらず、景観をも損ね、委託業者のサービス・好意で草刈りをしている程度と聞きます。昨年から「八郎まつり実行委員会」からの呼びかけに呼応していただき、委員に加わって地区コミュニティなどの会長さんらが管理に立ち上がっております。さらに、朽ち果てた遊歩道の整備を申し出たとも伺っています。資材供給で復旧できます。周辺は間伐の必要があります。下に降りてくると、ミズバショウの群生や絶滅危惧種「野草」が辛うじて「乳母姫神社」の周辺に生息していたとも聞いております。

③三吉神社の土地所有者は既に他界。相続権利者と思われる孫娘は青森県に嫁いでいるようです。市として放置しては、管理上問題かと思えます。総じて神社、仏閣がかかわるところに観光的要素があります。元木山公園の個人用地については寄附採納をお願いすることも方法の一つかと思えますが、いかがなものでしょうか。

政教分離について、グーグル検索、コトバンクでは、国家・宗教とを分けるもので、宗教団体に補助金などのことを問題としているところであると理解しております。地域の催事、市政とのかかわり、抵触するとすればその根拠令などをお聞かせください。さらに新市長のご所見はいかがなものでしょうか。

次に、2つ目ですが、以上の観点から商工観光課の新設についてであります。

商工観光課の新設については、前市長時代に一般質問しております。検討しますとのご答弁をいただいております。対外的・外交面からも、勘案すれば内部拡充不可欠と考えるところにあります。商工観光課の新設はいかがなお考えでしょうか。

伝説を具現化した「八郎まつり」、三湖伝説の十和田湖から三倉鼻までの八郎太郎の立ち寄り場所5カ所。塩口の足洗の井戸から新関の宿をスタートに田沢湖までの8カ所には、方上文化研究会が建てた標柱がありました。近年、標柱も朽ち果て、説明版を個人で石碑に建てかえた方もありますが、昨年、潟上市選出の県会議員が一般質問に立ち、三湖伝説ツアーで観光客を誘客してはとの質問もしております。県から予算化してもらうためにも受け皿を考える必要があると思われませんが、この点についてはいかがお考え

でしょうか。

次に、3つ目について、いま一つは観光施設説明版などの改修についてであります。

塩口の「足洗の井戸」の説明版について、今でも天王町指定文化財・天王町教育委員会とか表記されております。また、飯田川の「鷹待小屋」も飯田川町文化財の標柱があります。この点は速やかに表示替えの必要があると考えますが、この点についてのご答弁を求めます。

4点目、敬仁会との契約のその後についてであります。

前の議会で、質問では、旧天王庁舎跡地については「社会福祉法人敬仁会」と平成28年度末までの賃貸借契約を結び、敬仁会では現在「地域密着型介護老人福祉施設」を整備中とのことでした。その後の契約締結の進捗状況をお聞かせいただきたい。

5点目、財産管理の整理の進捗状況についてであります。

これもまた12月の質問でしたが、中村征夫氏クジラの写真とか、特に公有財産の不動産の中で、樹木（立木）などの取り扱いについて、さらに建設業協会寄贈の「共生」モニュメントなど、当然管理すべき財産の整理状況をお聞かせいただきたい。

さらに2つ目、他市の場合はマニュアルがありまして、高さ1.2メートルの位置で径10センチ以上のもの、または5,000円以上のものは財産として登録していると申し上げました。マニュアルはどのようなものをつくられたのでしょうか。資料の提出を求めるものでもあります。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（藤原幸雄） 当局より答弁を求めます。菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 14番佐藤義久議員の一般質問の1つ目、「観光拠点の整備と政教分離について」お答え致します。

はじめに、ご質問の①についてお答え致します。

本市における観光拠点につきましては、ご提案にもありました道の駅てんのう、道の駅しょうわを中心に、これまでも施設整備に努めてきたところであります。また、観光拠点のPRにつきましても、平成27年度に地域住民生活等緊急支援交付金事業により作成した観光パンフレットや市の観光プロモーションビデオにより、市内外への発信に努めてきているところであります。

なお、ポケットパークの整備につきましては、ご提案のとおり2カ所の道の駅を観光の拠点としていること、そしてこの道の駅自体が公園機能あるいは休息施設機能を併せ

持っていること、さらにはその他の観光施設においても観光客数の入り込みや需要などを考慮した場合、休息・憩い・触れ合いなどの空間的スペースとなる整備計画については、現在のところ考えておりません。

また、本市における景観地の一つに飯田川飯塚地区の「鷹待小屋跡」があります。現在は東屋風の建物が建っておりますが、土地の所有は個人の方となっております。個人所有の土地について市が整備を入れることは困難ですが、現在、この所有者の善意により年1、2回、周辺の草刈り等の作業をしていただいている状況です。

一方、豊川稲荷神社につきましては、新聞記事にもありましたとおり油田開発業者により創建され、その後、操業企業の変遷とともに管理も引き継がれつつ地域に根づいたものとあります。これにつきましても、民間企業所有の神社に対し市が整備を入れることには制約が出てまいります。一方で、現在は住民有志により参道整備などを通じて地域財産の保全活動をされていることに関しまして、改めて敬意を表し、感謝を申し上げます。

次に、ご質問の②の三吉神社の社周辺の草刈りについてであります。佐藤議員のおっしゃるとおり、委託業者のご好意により草刈りを実施しております。個人用地につきましては所有者が維持管理すべきものと考えますが、景観上の観点からも元木山公園一帯として考えており、今後も委託業者及び市直営で対応してまいります。

また、遊歩道の整備についてであります。過去に豊川田屋町内会から遊歩道の整備について要望が出されており、当時、町内会長さんと現地を確認しております。ご指摘の場所は杉林の中で沢伝いのため湿気が多く、下の方は急斜面で危険であることから、散策道とすることには舗装と滑り止めのための階段及び手すりの設置も必要と考えます。現地には建設機械が入れないことから、当時の積算で多額の工事費用がかかることから、市全体の公園施設を運営管理していく上で整備着手は難しいと回答しております。今後につきましては、有効な解決策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い致します。

続いて、ご質問の③の「元木山公園内の個人用地の寄附採納について」であります。景観上の観点から草刈りは元木山公園一帯として考えており、今後も委託業者及び市直営で対応してまいります。当該用地について積極的に寄附をお願いするものではないと考えておりますので、重ねてご理解くださいますようお願い致します。

また、日本国憲法第20条では信教の自由と政教分離原則を規定しておりますが、宗教

的文化財への補助などを許容し、目的効果基準を採用して個別に判断されている場合があります。

潟上市文化財保護条例では、文化財への補助について定めております。補助の対象となる文化財の中には、信仰の対象である仏像や施設等も含まれる場合もありますが、文化財保護の観点も含め、潟上市では地域の催事と市政のかかわりについて個別に判断してきております。

以上であります。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは私からは、2番の「商工観光課の新設について」、それと4番「敬仁会との契約のその後について」、5番の「財産管理の整理の進捗状況について」、この3点についてお答え致します。

それではまず最初に、「商工観光課の新設について」お答え致します。

潟上市の現在の職員数は、定員適正化計画の目標数値内の290人となっており、限られた職員数の中で毎年各部署の事業量や業務量のバランスを考慮し職員配置をしているところでございます。

ご提案のありました商工観光課の新設につきましては、新庁舎移転後の行政組織機構検討会議でも検討されておりますが、現人員数で課を新設するには無理があり、実現には至っておりません。これまでの取り組みを検証し、第2次総合計画の施策を遂行していく上で最も効果的で効率的な行政運営ができる組織機構について、それぞれの分野に特化した部署の設立をも含めて検討させていただきたいと思っております。

続きまして、「敬仁会との契約のその後について」であります。天王庁舎跡地等につきましては、社会福祉法人敬仁会と平成28年度末までの市有財産賃貸借契約を締結しておりましたが、昨年12月定例議会一般質問に対して答弁致しましたとおり、年度内の売却に向けて協議を進めた結果、平成29年2月1日付けで土地売買契約を締結しております。

売買契約の内容であります。天王庁舎跡地につきましては、面積が1,869.86㎡、売却価格が1,280万円、坪単価で2万2,589円、天王第2庁舎跡地につきましては、面積が608.29㎡、売却価格が535万円、坪単価で2万9,023円、旧職員駐車場については、面積が2,104.72㎡、売却価格は1,140万円、坪単価は1万7,874円となっております。合計面積は4,582.87㎡、売却価格は合計で2,955万円となっております。

売却代金の納付が平成29年3月31日でありましたので、その後、秋田地方法務局への所定の手続を経て、移転登記原因が「平成29年3月31日売買」とする移転登記完了通知を平成29年5月15日付けで受領しております。これにより、土地の譲渡手続についてはすべて完了したこととなります。

続きまして、5の「財産管理の整理の進捗状況について」であります。ご質問の1点目、「寄附を受けた財産の整理状況について」お答え致します。

財産の整理状況については、昨年の12月定例議会一般質問に対して答弁致しましたとおり、中村征夫氏からの写真パネル「ザトウクジラの母子」や潟上市建設産業協会からの石のモニュメント「共生」につきましては、美術工芸品であることから物品台帳に登録しております。公有財産内にある樹木（立木）につきましては、管理基準等の作成後に台帳管理していくこととなるとしております。

ご質問の2点目、「樹木の管理マニュアルの作成」につきましては、平成29年度に入り他市を参考に管理基準の作成に着手したところでありますので、今しばらくお時間をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 14番佐藤義久議員の一般質問の3つ目、「観光施設説明版などの改修について」お答え致します。

本市においては、重要文化財並びに県指定文化財、市指定文化財は、有形・無形文化財や史跡、考古資料、天然記念物など、国指定4件、県指定2件、市指定57件の合計63件を指定し、関係法令に基づき保護・保存と伝統文化の継承に努めているところでございます。

ご質問にあります「塩口の足洗の井戸」の説明版については、平成16年12月3日、旧天王町において「塩口の古井戸跡」（所有者：塩口自治会）として指定文化財に認定され、文化財の保護・保存を目的に上屋及び説明版、標柱を設置したものです。指定史跡の現状を確認したところ、説明版の標記は平成16年当時の設置者であります「天王町教育委員会」の名称が記載されております。

なお、指定文化財の標柱等の整備につきましては、合併後、潟上市として国交付金事業（住民生活に光をそそぐ交付金事業）を活用し、平成23年度に実施しております。その後、当時整備しました木製の標柱が経年による腐食等により倒れる箇所が発生し、随

時更新している現状にあります。

現在、市文化財保護審議会の有識者からご指導、ご協力をいただきながら指定文化財の現況調査を継続的に行っており、説明版等の補修を含め、今後も計画的な文化財資料の保護・保存に鋭意努めてまいります。

ご質問にありますもう一点の「飯田川の「鷹待小屋」も飯田川町文化財指定の標柱がある」との質問についてですが、現地を調査確認しましたところ、飯田川飯塚地区にある民間地（通称：飯塚北公園）に「鷹待小屋跡」の案内標柱と、その高台には「三笠宮崇仁殿下御展望の地（昭和34年8月15日、平成6年建立飯田川町）」と明記された標柱が設置されております。

「鷹待小屋跡」につきましては、飯田川飯塚地区に伝わる景勝地として地域住民「飯塚里山を守る会」の方々が守り続けていることに敬意と感謝を申し上げます。

ご指摘のあった2件については、いずれも当時の設置者名称が使用されているものでございますので、この後、標柱を更新する際には設置者名を「潟上市」にしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 14番再質問ありますか。14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） ご答弁ありがとうございました。

1番目の再質問ですが、1の1について、観光拠点を集約してのPR、これに観光案内所の設置は考えていないか伺いたしたいと思います。くらの案内所で観光案内所とされておるのでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 14番佐藤議員の再質問にお答えします。

現在、観光案内所は潟上市にはございませんが、各道の駅、道の駅てんのう、道の駅しょうわが観光の拠点としておりますので、新たな観光案内所の設置は今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） 今回質問に立って、観光拠点、交流人口を増やすという方向で質問しておりますけれども、是が非とも親切丁寧な観光案内ができるような方法・方策をとっていただきたいと考えるところでありますので、この点考える必要があると思っております。

質問しておりますから、要望としてお願い致します。

また、今回市長が景観条例をつくりたいような意向で所信を明らかにしておりましたけれども、この景観条例、誠に適時な条例かと思えます。私の今回の1番の1の質問から2番、3番と合わせてですけれども、これが早期に実現できるように配慮したいと思えますが、市長のご答弁いただきます。

- 議長（藤原幸雄） 14番、この質問の内容、まだ具体的に出ておりませんので、別の角度からまた別のことで聞いてください。宜しくお願いします。
- 14番（佐藤義久） 全般的に私は景観を質問させていただいておりました。その中で、今回所信表明で景観条例も設置する、検討したいような意向で市長が所信を明らかにしておりましたので、その点についてお答え願えませんかということです。
- 議長（藤原幸雄） 14番、それは藤原市長がそういうことを述べたとか述べないとか別として、これを質問するようであったら質問要旨に、これは大切なことだからきちっと質問要旨に書いてもらえば当局もきちっと明確に答えたと思えますので、再三で申し訳ございませんが、このことについては当局は答弁しかねると思えますので、ひとつ……藤原市長。
- 市長（藤原一成） 今、佐藤議員の方からご指摘のあった景観条例については、私が所信表明で述べたとおり、これから検討をしたいということでございます。さらに追加して述べれば、その景観と観光というのは密接な関係にありますので、先ほど述べられていた観光の案内の親切化、親切化というのはフレンドリーにすると、あるいは丁寧にするということも、当然私が観光資源のネットワーク化の促進ということに入っておりますので、その点を踏まえて今後検討させていただければと思っております。

以上でございます。

- 議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。
- 14番（佐藤義久） 早期に整備、条例を議会に諮られるよう期待しております。

次に1番の2ですが、間伐の必要があろうと思って質問しておりました。元木山の部分ですが、この間伐は全く考えていないでしょうか。予算の措置次第でしょうか。お伺いします。

- 議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。
- 産業建設部長（菅原靖仁） 14番佐藤議員の再質問にお答えします。

遊歩道の整備についてでありますか。先日、遊歩道の状況を確認してきました。そう

すると、現場は急斜面であり、大変危険な箇所もありまして、階段や手すりの設置が必要な箇所が数カ所ありました。であります、草刈りはしなければいけない箇所はありますけれども、間伐のしなければいけない箇所と思われる場所は見当たりませんでした。以上であります。

○議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） 位置的にちょっと私との考えが違ってるようです。固有名詞を言って申し訳ないんですが、旧天洋さんの山、墓地の陰です。非常に稲杭のような杉が繁茂しておりますので、その点を間伐する必要があるのではないかと申し上げたところであります。当然、田屋温泉近くまで降りてくる遊歩道、その中を走ったわけですし、そこには下へ降りてくるとミズバショウも群生していると、非常に景観も損なうような細い杉の木が乱立しておるので間伐が必要でないか、こういうことをお尋ねしたところであります。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 14番佐藤議員の質問にお答えします。

やはり遊歩道の場所だと思いますけれども、このとおりの写真を撮ってきて確認しております。ですが草刈りは必要だと感じておるところであります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） くだいようですが、もう一回現地調査してみてください。

あとは3つ目ですが、三吉神社のある場所が個人所有地、これはご答弁でも確認されましたけれども、寄附採納までというところまではという考え方のようですが、どうしてもこれおじいさんの所有で、お父さんが亡くなって、先だっておばあさんも亡くなった。孫娘さんが青森県へ嫁いであると、こういうことなので地権者がおらないので、この後の管理は地主が管理すべきであろうと思いますが、当然無理なことかなと。住宅も売却予定されておりますので、地元で地権者がおらなくなるのでいかなものかなと。お願いするだけお願いしてみたいか、ということですが、こういうことです。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 14番佐藤議員の再質問にお答えします。

先ほどと同じ答弁になろうかと思いますが、当該用地につきましては神社・仏閣という観点から、維持管理上こちらでも寄附を受けてもどうすることもできませんので、寄

附を受けることができないと考えております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） それでは、管理上問題が逆に生じるということで理解して、また個別にお話したいと思います。

商工観光課の新設については検討ということですが、今なお検討ということですが、必要あると思われているのですか。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

必要あると思われているかというようなご質問でございますけれども、先ほど申しましたとおり、新庁舎になりましてから行政組織機構の検討会を行っております。その中では商工観光課という声も出てきたということは、職員の間にも必要性を感じているところがあるということで検討させていただきました。なおかつ、今、定員適正化計画によりまして今現在の人数が職員数290人となっております。そして、そうした中での今配置はちょっと困難だなというところがございますので、定員適正化計画で290人の目標を達成してから、あれから3年が経過しているわけで、今後のことにつきまして、また職員数についてもこれが適正なのかどうかという検討も必要かと思えますし、また、組織機構の見直しについても今後検討が必要と考えているところであります。

○議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） 商工観光課については、商工観光班として今4名ほど人事にあたっておるのかなと思いますが、班ですので外部的なアピールも商工観光という格好のいい名前で潟上市を売り出していただければなと思いますので、これもひとつ考えていただきたいと思います。

それから、説明版についてですが、説明版は私もよく調査・研究しておりませんが、旧町名で例えば指定文化財、建てたところが天王町教育委員会とかっていう名称が、直ちに潟上市という変更するようなことはできないんでしょうか。併せて、飯田川町の文化財指定とかっていうのもあったので、随所に飯田川町、天王町、昭和町というのが見えますので、潟上市、「チーム潟上」にもならないのではないかなというような気がしますので、宜しくお願いします。

○議長（藤原幸雄） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 旧町名の入った看板類については、合併時に行政の支障がある分については集中的に潟上市の名称に変更してまいりました。今回議員からご指摘のございました2つの看板と標柱につきましては、設置年までが入っております。ちなみに、鷹待小屋につきましては平成6年というふうな整備した年まで入っておりますので、それについては旧町名のままでいいだろうというふうに思っております。この後、老朽化によって更新が必要になったという場合には、当然整備した設置した年数を入れますと潟上市になってからということで、潟上市に更新するというような計画でおります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） わからないわけでもないですが、できるだけ、例えば旧飯田川町とかシールを貼れば簡単にできるわけで、もし改修できるものであれば尽力いただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、4つ目ですが、敬仁会の契約とその後ですが、私どもには4月の末日まで賃貸契約をしたと、こういう報告はありましたけれども、今部長がお答えの3月31日までにもう契約されておると、売買契約されておると。4月の末日まで賃貸契約したと。今建設してるのはということの質問した際に、ちょっとその辺かみ合わないところがありますが、お答え願います。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

先ほど私お答え致しましたとおり、3月末までに1年間の賃貸契約結びまして、そして売買契約につきましては2月でしたか、売買契約を2月1日付けで交わしまして、3月31日に売却代金の納付があったということでございます。これは変わりありません。

○議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） 私の記憶違いかもしれませんが、総務委員会でありますし、また機会がありますので何ですが、29年の3月31日の契約、売買契約。2月1日。今年度に、今年度といいますか、4月以降、工事にかかった段階でお伺いした記憶がございますけれども、1カ月間だけ賃貸契約をして今工事してるんだということで、その後、売買契約を締結する方向でいってるということは聞いたんですが、その後の報告一切なかったので今お伺いしたわけです。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） ご質問にお答え致します。

繰り返しになりますが、あくまでも1年間の賃貸契約を結びまして、売買契約につきましては2月1日ということでございます。

○議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） それでは、理解したようにします。

売買契約というのは病院用地も含めたものと伺っておりましたが、限りなく病院用地も買いたいというような意向で最初示されておったやの話が聞いておりますけども、病院用地も含めてでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

ただいまご説明申し上げましたのは、あくまでも庁舎の敷地ということございまして、昨年、鑑定評価の予算をいただきまして評価させていただきましたのは病院用地等も評価させていただきましたが、今回の売買契約につきましては、あくまでも天王庁舎の敷地ということでございます。

○議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） 病院用地については今後どうなるでしょうかね。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問についてお答え致します。

病院用地につきましては、今後、相手もございませうこととありますので、今後協議、協議といひますか、検討を重ねるといふことにならうかと思ひます。

○議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） 私が何回もくどくど申し上げていふのは、病院用地も含めて限りなく購入したいという申し入れがあつたやの説明が当初あつたので、今回はそれは全く話題も議題も上がらなかつたといふことですか、購入の段階で。もう一回答弁。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

先ほど来申し上げておりますが、今回につきましては、あくまでも庁舎の敷地のみといふことで交渉させていただいております。

○議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） それでは、5つ目の財産管理の木の台帳整理ですが、どのくらい

の時間を要するものでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

昨年12月議会におきまして一般質問いただきまして、その整理に努めるということでお答えしております。現在、今先ほど言いましたとおりそういうことを作成中でございますので、見通しとしましては年度内にはある程度のご説明ができるのかなというふうに思っております。

○議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） 最後ですが、ただいまの答弁で了解しますけれども、限りなく潟上市の財産規則35条に今現在反していることですので、速やかに整理くださるようお願い申し上げます。一般質問を終わります。

○議長（藤原幸雄） これをもって14番佐藤義久議員の質問を終わります。

3時まで暫時休憩します。

午後 2時48分 休憩

.....
午後 3時00分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番伊藤正吉議員の発言を許します。17番伊藤議員。

○17番（伊藤正吉） 17番の伊藤正吉です。傍聴者の皆様は朝早くからの傍聴でお疲れのことと思いますが、もう少しお付き合い願いたいと思います。私は、通告に従い2点について質問致しますので、宜しくお願い致します。

1つ目の市長の政治姿勢について。

まずもって藤原市長、当選おめでとうございます。内外とも厳しい情勢の中、市政の発展と市民の幸せと福祉向上に邁進し、また、子どもたちの未来のため市政運営に手腕を発揮されますことを期待申し上げます。そのため、私たちも議会基本条例に基づきまして、市長との議論をより一層活発化させ、もって市政の活性化に向け、お互いの任務遂行とチェックアンドバランスを十二分に発揮できるよう、市長の政治理念に基づく忌憚のない意見表明を併せて期待をするものです。これからは市民のために市民合意をつくり出す行政、市民参加のまちづくりにと、リーダーシップを大いに発揮していただきたいと思います。また、多くの市民の期待に応えるため、さまざまな課題解決に取り組

み、市の将来像のテーマであります「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上」で、誰もが住みたい、住み続けたいと思う潟上市を実現していただきたい。それは、市長が多くの声を広い度量で受け止めた上で、高い能力を遺憾なく発揮するならば必ず実現できるものと私は確信致します。

そこで質問ですが、新市長としての政治姿勢と新たな決意と政策についてお伺いします。

2つ目は、「子どもの貧困」と「高齢者の貧困」についてであります。

最初に、子どもの貧困について。

厚生労働省の調査では、6人に1人が貧困状態にあるとされています。中でも深刻なのは、母子家庭などひとり親世帯の子どもで、貧困は2人に1人を超えています。主な原因としては、就労収入が低い、養育費の不払いが多い、低い労働収入を補うための手当や支援が薄いことなどが挙げられております。

本市においても今般「子どもの貧困対策整備計画」を策定されましたが、今後さらなる子どもの貧困対策を推進していくために、次の3点についてお伺いします。

1つ目として、貧困の連鎖することを防ぐ環境整備を進めていくために、全庁的な取り組みが必要と考えますが、ご見解は。また、具体的な連携の内容をお伺いします。

2つ目として、地域や民間団体等との連携体制をどのように構築し、効果的な支援を行っていくのか。

3つ目と致しまして、ひとり親家庭に対する現状の支援内容は。また、支援ニーズの調査、分析を受けて、新たな支援や現状の支援の拡充が検討されていくのか。

以上お伺いします。

2つ目の高齢者の貧困についてであります。下流老人と言われる「高齢者の貧困について」も年々増加の傾向にあります。下流老人とは、①収入が著しく少ないこと、②十分な貯蓄がないこと、③頼れる人間がいないことなどの条件にすべて当てはまるときに呼ばれています。生活保護水準の収入で暮らすお年寄りのことです。これから高齢期を迎える世代にも不安が広がっております。原因と致しまして、世間並み以上の暮らしをした人たちが、親の介護、住宅ローンの失敗、そして年金額や老後にかかる生活費を把握していなかった。また、熟年離婚、年金の減少、病気、子どもが無職や非正規雇用だったりして親の年金で子どもを養っているなど、さまざまな原因があります。これらは誰にでも起こり得る状況であると思えます。

「高齢者の貧困」にならないためには、老後の生活資金を確保するために早いうちから準備をする必要があります。特に、ひとり暮らしをされている半数近くが生活保護水準で貧困に悩まれていると言われております。

そこで質問ですが、今後高齢者の貧困についての調査やどのような対策を考えているのか、お伺いします。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 当局の答弁を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） 伊藤議員の一般質問の1つ目、「市長の政治姿勢について」お答え致します。

何度も申し上げているとおり、私の市政運営における基本姿勢は「対話」と「交流」であります。本市は人口減少が最も進む秋田県において、その減少率こそ下位であるものの、少子高齢化・人口減少への対応は待ったなしであります。この現状を打破していくために、若者からご高齢の方々まで幅広い年代の市民の方々との「対話」と「交流」を進めていく考えであります。

また、具体的な政策は所信で述べたとおりであります。教育の充実、これについては待機児童の解消を喫緊の課題と捉え、対策を打ってまいります。

さらに福祉の充実、これについては健康寿命の延伸、現在さきがけ新聞でも連載されておりますけれども、この健康寿命の延伸は、ともすれば高齢者に対する福祉政策というふうにとられがちですが、食生活の改善、習慣の改善から運動、そしていろいろな面においては小さい頃から食育も含めて改善しないと、この健康寿命の延伸にはつながらないと言われております。その点において、八郎潟ハイツ跡に建築予定の拠点施設を、この健康寿命の延伸の政策の中心拠点ともなるべきよう努力してまいります。

さらに産業振興においては、農業の6次産業化を定着させ、10次産業化を目指す。さらには若者たちの起業の支援、さらには企業誘致についても努力してまいります。

さらに環境の保全については、八郎湖の環境保全として、県や近隣市町村とも連携して推進してまいるとともに、先ほどもご質問がありましたとおり景観保護という観点、それをまた観光にも結びつけるような政策についても配慮してまいりたいと考えております。

本市総合計画で将来像に掲げる「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上」を目指してまいります。その点においても伊藤議員はじめとして議員各位のご指導、ご鞭撻のほ

どを重ねて重ねてお願い申し上げます。

以下の質問については、福祉事務所長から答弁させます。

○議長（藤原幸雄） 伊藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（伊藤 巧） 17番伊藤正吉議員の一般質問の2つ目、「子どもの貧困」と「高齢者の貧困について」お答え致します。

ご質問の（1）子どもの貧困についての①、「貧困の連鎖することを防ぐ環境整備を進めていくために全庁的な取り組みが必要と考えますが、見解は。また、具体的な連携内容は」についてでございますが、本市では子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づきまして、今年3月末、潟上市子どもの貧困対策整備計画を策定してございます。計画の策定にあたりましては、全庁的な取り組みとして関係5課にわたる庁内検討会議、これを3度開催、それから福祉と教育セクションの横断的な議論を展開したほか、子どもの貧困対策協議会、これを2回開催して、より実効性のある計画としてございます。この計画の目的は、貧困の状態にある子どもたち及びその家族の実態把握とニーズ調査及び現行の施策を一体的に整備することでございます。

今回の実態把握及びニーズ調査により、計画には、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4つの基本方針と施策の体系を掲げ、基本方針ごとに各課の支援体制を整備しております。この計画の策定によりまして、貧困の連鎖を防ぐ環境整備について全庁的な取り組みを実施していく考えでおります。

計画の内容につきましては、いわゆる要保護・準要保護児童に対しまして、高校受験期の学習支援や給食費、学用品費や修学旅行費等の支給を行うなど、これらのことは既に実施しているものが大半でございます。来年度からは毎年進捗管理を行うことで、市民ニーズに添う計画へと修正していく予定でございます。

ご質問の②番、「地域や民間団体等との連携体制をどのように構築し、効果的な支援を行っていくか」につきましては、具体的に3つの「つなぎ」を行っていく予定でございます。1つ目のつなぎは、子どもの発達・成長段階に応じた切れ目のない「つなぎ」、2つ目のつなぎは、教育と福祉等の「つなぎ」、3つ目のつなぎは、関係行政機関、地域の企業やNPO、自治会その他の関係者間の「つなぎ」であります。

計画書の74ページには、「子ども未来応援地域ネットワーク」のイメージ図を掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいなと思います。

地域のさまざまな関係者と連携致しまして、今後も切れ目のないきめ細やかな支援体

制を整備してまいります。

ご質問の③番、「ひとり親家庭に対する現状の支援内容は、また、支援ニーズの調査、分析を受けて新たな支援や現状の支援の拡充が検討されていくのか」につきましては、現在本市では、ひとり親への支援として、児童手当、児童扶養手当の支給、母子・父子の福祉医療費助成、加えて福祉資金の貸付事業などを実施してございます。また、今回の整備計画は、昨年度県が実施したひとり親についての支援ニーズ調査も踏まえた計画となっていることから、今後の進捗管理等をきめ細かく実施することで、さらなるひとり親家庭への支援につながっていくものと考えてございます。

次に、ご質問の（２）番、高齢者の貧困について、「今後高齢者の貧困についての調査やどのような対策を考えているのかについて」お答え致します。

まずはじめに対策についてであります。伊藤議員ご指摘のとおり、「高齢者が貧困」にならないためには、老後の生活資金を早い段階から準備する必要があるかと思っております。しかしながら、さまざまな事情によりまして誰しもが貧困状態に陥る可能性もまたございます。地域においては、地区の民生委員さんがひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の訪問を行いながら、高齢者の状況把握に努めております。また調査に関しましてでございますが、ことさらプライバシーにかかわることでございますので、これを実施することはなかなか困難なのかなと考えてございます。

本市では、平成27年4月から、生活困窮者自立支援法に基づきまして福祉事務所に生活困窮者自立相談支援員、これを2名配置してございます。生活に困窮する市民の相談に応じてございます。相談の結果、生活保護の申請となる場合もございます。今後も関係機関と連携し、高齢となっても安心して生活していくことができるよう配慮してまいります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 17番再質問ありませんか。17番伊藤議員。

○17番（伊藤正吉） 最初に、市長の政治姿勢について再度お伺いしたいと思います。

市長におかれましては、これから市政を運営するにあたり、真っ白な気持ち、また形でスタートされたと思います。それでこの後のスタンスとして、市政運営にあたり、どうか黒く塗りつぶしたり灰色にしたりすることのないように、公正で公平な市政の運営を行ってほしいと思いますが、いま一度決意のほどのご答弁をお願いします。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 再質問にお答えします。

真っ白な形でということですが、私自身としてはそのような心持ちであってございます。さはさりながら、これまでの行政の継続性ということからすると、さまざまな課題もこれあるということも事実でありまして、そのようなことに関しても私自身、皆様と「対話」と「交流」を重ねて、しかし決断すべきときには時間が限られたものについてはきちんと決断して皆様方に提案していくというスタンスでやってまいりたいと思います。公正公平を旨としてというのは、行政官、それから行政に携わる者としては必ずやこのことを肝に命じて仕事をしなければならないものと感じておりますので、今後ともこの言葉を胸にして職員一同邁進してまいりたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 17番伊藤議員。

○17番（伊藤正吉） 先ほど市長から、熱意ある何ていうかな、ご決断というか、しっかりそのように市長、この後も行政運営に携わっていただきたいと思います。ありがとうございます。

続けていいですか。

○議長（藤原幸雄） 17番伊藤議員。

○17番（伊藤正吉） 続いて、次の子どもの貧困と高齢者の貧困についてお伺いしたいと思います。

よく貧困の状況下に育った子どもは、大人になっても貧困の状況から抜け出せないと言われる、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされるということは決してあってはならないことだと思います。それで、今回市においても子どもの貧困対策整備計画をされまして、さまざまな例えば先ほど部長が言いましたように教育支援においては、私もちよっと見たんですけれども、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとかの設置、または生活支援については生活福祉資金、これは助け合い資金と、これは社協が行っておりますけれども、あとは、ひとり親家庭日常生活の支援事業とか、社会福祉課で行ってる事業とか社協で行ってる事業、さまざまございます。また、子育てにかかわる支援としては、保育サービスの提供としまして延長保育とか預かり保育、一時預かりとかいろいろあります。また、子育て支援短期利用のショートステイ事業、これは幼児教育課、子育て支援短期事業は社会福祉課ですか、それぞれ幼児教育課とか社会福祉課それぞれいろんな事業で支援しています。また健康にかかわる事業では、健康推進課においても妊婦出産への健康づくりの支援事業とかさまざま行われております

けれども、また子どもの医療費の助成とか児童扶養手当は社会福祉課で行われて、それぞれ子どもの生活、貧困に対していろんなその課で行っておりますけれども、これからまずはプロジェクトチームというか、やはりこう一連こう窓口一つで、こういった貧困の相談あったときはその体制をしっかりと整えて、この後やっていくということですがけれども、今回この計画を策定したときも効果とかいろいろこう情報を寄せ合って作成したと思いますけれども、これは県とか国の整合性を保つために今回つくったわけですがけれども、やはり何ていうかな、私前にも子育てに関する支援は子育て支援課という一つの窓口でやった方がいいという、前に質問したときありますけれども、そうすることによって連携というかそういうのがこう深まると思いますので、これは質問じゃないので、これからもその連携を深めて、この貧困の対策について、やはりこれ連鎖から抜け出せないのが一番心配されますので、やはり子どもの将来が先ほども言ったように閉ざされるということは決してあってはならないことですので、そういうことで是非ともこの後も子どもの貧困については連携を密にして取り組んでいただきたいと思います。特に質問は。

○議長（藤原幸雄） これは要望ですか。

○17番（伊藤正吉） 答弁まずいいです。

○議長（藤原幸雄） 答弁いいですか。

○17番（伊藤正吉） はい。

それから、高齢者の貧困対策についてでありますけれども、これはなかなか難しい対策だと思いますけれども、現在のところは貧困になった場合は生活保護を受けることしかできないかと思っておりますけれども、生活保護世帯の50%多分超えてると思っております。高齢者。特に単身ひとり世帯がその内9割ほどだと思っておりますけれども、超高齢化社会を見据えて高齢者の貧困の拡大を食い止めるには、やはりこの対策は国はもとよりですがけれども自治体としても最重要課題に位置づける必要があると思っております。例えば高齢者が一層厳しい状況に陥らないように雇用の場を広げていくとか、例えば働くことができない高齢者には年金の不足分とか公的支援の制度の構築とか、例えば現役世代には非正規雇用をなくするとか、若いときからの貯蓄の啓発とか、いろんな施策があると思っております。昨年から始まった生活困窮者自立支援制度は、ちょっと質問ですがけれどもこれは、どのくらいの相談件数があって、これを利用して、有効に機能しているかどうか、そこら辺のところご答弁願いたいと思っております。

○議長（藤原幸雄） 伊藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（伊藤 巧） 17番伊藤議員の再質問にお答え致します。

まず、ご質問で子どもの貧困と高齢者の貧困と並列になっているご質問ですが、一番の違いは、先ほど伊藤議員からもありましたが、子どもの貧困には根拠法がございます。これは先ほど述べた法律でございます。高齢者の貧困につきましては根拠法がないと。これが一番の違いでございます。伊藤議員も先ほど述べられたのは、なかなか国策に、国の施策に期待するしか今のところないなというような状況かなと思っております。

お尋ねの生活困窮の相談件数でございますが、始まりました初年度27年度は124件、年間で1年度間で124件。昨年度は95件の相談となっております。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 17番伊藤議員。

○17番（伊藤正吉） 先ほど、生活困窮者自立支援には平成27年度は124件、平成28年度は95件と、かなりの相談件数があったと思います。いずれこういった困窮者が増えて生活保護になったりする、増加すると、自治体の財源の捻出も大分これから厳しくなってくると思います。ですから、やはりそういったこの貧困については、やはり重要な課題としてこれからやっていかなければならないと思います。今日たまたま、今日15日ですよね、今日年金の支給日でした。それで私の近くの銀行と郵便局には、もう朝9時前からずらっと高齢者が並んでおりました。それだけやはり年金を頼りにして、また、せっぱ詰まった生活をしていると思います。どうかこの高齢者の貧困対策について、これからやはり市の重要課題として、国はもちろんですけどもやはり生活保護者が増えれば増えるほど財源もかかってきます。どうかこの後、高齢者のこの貧困対策をいろいろな角度から支援していただければと思います。もしご答弁いただければありがたいです。

○議長（藤原幸雄） 伊藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（伊藤 巧） 伊藤議員の質問にお答えします。

先ほど生活困窮担当への相談件数のお尋ねがありましたが、その延長線上にこの支援員の皆さんは自立に向けての就労支援、こういう大きな仕事をしてございます。数字を申し上げますと、27年度が6人、28年度が4人と、これが数値でございます。その数の多寡は別にして、実際にこういう就労に結びついてる方がいるということです。アルバイト等を含めると27年度は14名という数字がありますけれども、あくまでも正規雇用の数値が6人と、そういう状況になっております。現行法では自立支援法、生活保護法

と、この2本の大きな法律のもとにこの高齢者の貧困の対策が実施されてございます。

以上でございます。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 17番伊藤議員。

○17番（伊藤正吉） 高齢者になってから貧困は、やはり現役世代からやはり老後になれば幾らお金かかるとかを考えさせ、また計画的にお金をためるとか、そういったやはり貧困になるということは若いときから無計画で人生設計とかマネープランとか、いろんな事情があつて貧困になる場合もありますけれども、そういったこともありますので、やはり現役世代からのそういったことの啓発をやはり市の行政としても進めていただければ、将来幾らでも年金を多くもらい、生活を豊かな、老後も豊かになるようにと思いますので、そういった施策も併せてお願い申し上げまして私の質問と致します。

○議長（藤原幸雄） これをもって17番伊藤正吉議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

よって、本日はこれで散会します。

なお、明日6月16日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦勞様でございました。

午後 3時31分 散会

